

# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 29 年 10 月

三重県人事委員会



( 写 )

人 委 第 8 7 号

平成29年10月11日

三重県議会議長 舟橋 裕幸 様

三重県知事 鈴木 英敬 様

三重県人事委員会

委員長 竹川 博子

職員の給与等に関する報告及び勧告

三重県人事委員会は、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、人事管理及び職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

## 目 次

別紙第1	報告	1
第1	人事管理に関する報告	1
1	人材の確保・育成	1
2	能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上	4
3	ワーク・ライフ・マネジメントの推進と勤務環境の整備	6
4	健康対策の推進	8
5	高齢期の雇用問題	9
第2	職員の給与に関する報告	11
I	職員の給与を決定する諸条件等	11
1	職員の給与	11
2	民間従業員の給与等の調査	11
3	職員の給与と民間従業員の給与との比較	12
4	物価及び生計費等	14
5	国家公務員の給与	14
II	職員の給与に関する見解	16
1	本年の民間給与との較差に基づく給与改定	16
2	その他の課題	18
第3	むすび	21
別紙第2	勧告	22

## 報 告

本県では、平成28年4月に策定した「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画」において、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念として、その実現に向けて様々な主体との協創による魅力的な地域づくりを進めているところです。その担い手の中でもとりわけ職員は、行政の専門家としての資質や能力の向上が求められており、人事行政を適切に運営していくことが肝要です。

限られた経営資源の中で、最小の経費で最大の効果を挙げるために、必要最小限の精鋭な職員による公務能率の最大化は県民も希求し、効率的な行財政運営を行ううえで極めて大切なことです。その方策として、優秀な人材の確保、効果的な人材育成、能力の実証による任用、職務・職責に応じた給与制度や社会的関心の高まりが顕著である働き方改革への取組などが重要であり、併せて任命権者においては、任用、給与、働き方などの人事行政が人件費に与える影響についても注視が必要です。

折しも、本県の厳しい財政状況を踏まえ、今年度から特例条例による給与の減額措置が実施されています。

これらのことを踏まえ、人事管理に関する主な課題と取組の方向性及び給与に関する調査結果とその見解について、次のとおり報告します。

### 第1 人事管理に関する報告

#### 1 人材の確保・育成

##### (1) 人材の確保

「みえ県民力ビジョン」の取組をより実効性の高いものにするために、「三重県職員人づくり基本方針」の中でめざすべき職員像を「県民とともにアクティブに、新しい三重を創っていく日本一の職員」と定めています。

このような人材を確保していくために、職員採用試験においては、教養や専門に関する知識に加え、県民との協創を進め、説明責任を果たすうえで必要となるコミュニケーション能力等を評価するための試験種目を設定してきました。しかしながら、少子化・人口減少の進展や社会情勢の変化等を背景として、公務員試

験が近年様々な取組により多様化する傾向が全国的に見られる中、本委員会としても職員採用試験のあり方について引き続き調査・研究を行い、改善を図っていく必要があります。

また、民間企業等の採用が活発であることなどがあいまって、公務員試験の受験者確保が全国的に大きな課題となっています。本県においても、平成 29 年度の県職員採用候補者 A 試験の応募者は 724 人で平成元年度以降最も少なくなっており、競争率においても平成 29 年度は 6.0 倍と、平成元年度の 4.4 倍、平成 3 年度の 4.6 倍に次ぐ低い倍率となっています。警察官採用候補者試験においても、ここ数年は 4 倍程度と減少傾向にあります。教員採用選考試験においては、平成 21 年度以降、全体では 6 倍前後の倍率が続いているものの、小学校教員については、ここ数年は 4 倍を下回る状況にあります。

今後、求める職員像にふさわしい多様で有為な人材を多数確保していくためには、これまでの発想や方法とは異なる広報活動を実施していくことが重要です。

本委員会や任命権者は、情報拡散効果が期待できる SNS やホームページ及びパンフレットなどによる広報活動を通じて、公務員の仕事の内容や魅力を発信するとともに、直接的な訴えかけをする機会を増やすことなどにより、新しい受験者層の開拓に積極的に取り組んでいく必要があります。

## (2) 人材の育成・活用

### ア 人材の育成・活用

本県では、「県民とともにアクティブに、新しい三重を創っていく日本一の職員」をめざすべき職員像として、「仕事を通じた人材育成 (OJT)」を最も重要な柱と位置付けたうえで、「組織が積極的に関与し、かつ個人も主体的に能力向上に取り組み続ける人材育成」に取り組んでいるところです。特に、年齢や職級別の職員構成に偏りがある班や地域機関の課においては、相談しやすい風通しの良い職場環境のもと、若手職員の専門知識やモチベーションの向上を職場全体で支えることが大切です。

また、組織力を向上させるためには、経験の豊富な職員がこれまでに培ってきた知識、経験や能力を最大限に生かせるような人事配置に努め、モチベーションの向上を図ることも必要です。

警察においては、警察学校その他の教養訓練施設における各種研修等を通じた人材育成を図っているものの、職員のキャリア形成を含めた組織力の向上に取り組むことが必要です。また、教育委員会においても「三重県教育ビジョン」に教員の資質向上を施策として位置付けるとともに、各学校が作成する学校マネジメントシートにおいて「ありたい教職員像」を示すなど、人材の育成・活用に取り組んでいるものの、教育現場に時間的余裕が少なくなり、職場の中で互いに力を磨こうとする「育てる文化」が薄れてきています。今後も多くの教員の退職が見込まれることから、力量のある教員の確保、知識等の継承及び若手や中堅教員の育成が必要です。

## イ コンプライアンスの推進

職員には、高い使命感と倫理観を持ち、誠実かつ公正に職務を遂行し説明責任を果たすことが求められています。このためコンプライアンスを常に意識したうえで業務を行う「コンプライアンスの日常化」に取り組んでいるものの、依然として不適切な事務処理事案や飲酒運転などの不祥事が発生しています。職員一人ひとりが勤務時間の内外を問わず公務員として公の奉仕者であることを十分に自覚し、法令の遵守はもとより、何よりも高い志と倫理観を持って行動し、県民から信頼される職員となることを改めて肝に銘じる必要があります。

## ウ 女性職員登用の推進

女性の活躍は、多様な価値観や創意工夫をもたらし、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体の活力につながるものであり、平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、女性活躍の推進に向けて取り組むこととしています。

本県では、昨年3月に策定した「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画」や「三重県教育委員会特定事業主行動計画（女性活躍推進アクションプラン）」などにおいて定めた「管理職への女性職員登用率」、「本庁知事部局における管理職への女性職員登用率」などの目標達成に向け、意欲と能力のある女性職員の積極的な登用に取り組んでいるところです。

平成29年度における本県の女性職員登用状況は表1から表3までのとおりで

すが、女性職員がさらに活躍するためには、長時間労働を是正し、子育てなどによる時間的制約がある職員であっても、モチベーションを維持・向上し、スキルを高めながら、個性や能力を十分発揮して働き続けられるような取組を進めていく必要があります。

表1：知事部局等における女性職員登用状況

項目	現状値 (平成29年4月1日時点)	目標値 (平成32年4月1日時点)
管理職への女性職員登用率	9.8%	10.0%
本庁知事部局における管理職への女性職員登用率	9.7%	30.0%

(女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画より)

表2：教育委員会における女性職員登用状況

項目	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成32年度)
管理職に占める女性職員の割合	17.7%	20.0%

(三重県教育委員会特定事業主行動計画(女性活躍推進アクションプラン)より)

表3：警察における女性職員登用状況

項目	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成31年度)
全女性警察官に占める警部補以上の女性警察官の割合	13.5%	おおむね15%

(三重県警察における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画より)

## 2 能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上

本県における職員の任用において、教員及び警察官については従来から昇任試験が行われてきたところですが、その他の職員については、非管理職の間はこれまで年齢や経験を基本とした運用が行われてきたこともあり、図1のとおり職員構成の高齢化により、職級別職員構成に偏りがあります。

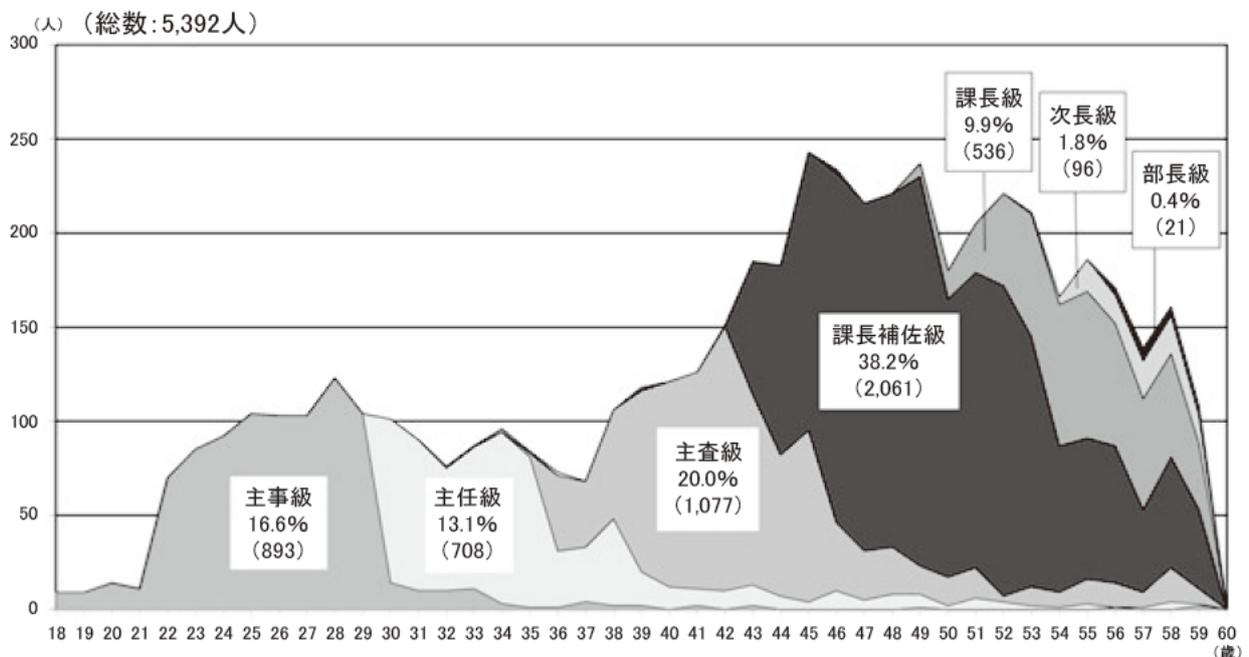
一方、平成27年4月からは「県職員育成支援のための人事評価制度」を本格実施し、「職員全体の意欲・能力の向上」と「職員のやりがいを引き出す組織風土の醸成」による「組織力の向上」をめざした取組を進めています。本制度は人材育成やチー

ムワークの向上に力点を置くものであり、評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用しているところです。

人事評価制度を効果的に運用するためには、評価者と被評価者の信頼関係が非常に重要となりますが、評価者と被評価者が十分な対話を重ね信頼関係を築けるよう、風通しの良い職場環境づくりに向けて、さらに積極的に取り組んでいくことが必要です。

社会情勢や複雑化・高度化する行政需要の変化に的確に対応しつつ、限られた経営資源のもとでこれまで以上に効率的、効果的な人事行政を進めていくことが求められています。組織のあるべき姿を見据えた「能力・実績に基づく人事管理」、「強み・弱みに基づく人材育成」、「職員の高齢化への対応」などの人事行政上の諸課題について継続的な見直しや検証を行い、「職員全体の意欲・能力の向上」と「職員のやりがいを引き出す組織風土の醸成」による「組織力の向上」をさらに進めていく必要があります。

図 1：年齢・職級別職員構成



(注) 「平成 29 年人事統計調査」から、知事部局、各種委員会事務局、警察、県立学校、市町立学校の行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表 (二)、医療職給料表 (三) 適用職員の構成を示しています。

### 3 ワーク・ライフ・マネジメントの推進と勤務環境の整備

#### (1) 長時間労働の是正の取組

職員の健康管理や仕事と家庭の両立支援などの観点から、長時間労働の是正に対する重要性が極めて高くなっており、今年度の三重県議会においても「働き方改革調査特別委員会」が設置され、長時間労働の是正などを重点調査項目として、職員や教員の働き方改革などについての議論が行われています。また、平成 26 年度から職員一人ひとりのライフサイクルなどに的確に対応するため、「ワーク」と「ライフ」の高度な両立をめざしたワーク・ライフ・マネジメントの推進に取り組む中で、特に、年間500時間を超える時間外勤務者（超長時間勤務者）の削減に向けては、労使協働により単年度の目標を設定し、重点的に取り組んでいるところです。

この取組により、超長時間勤務者数は年々減少しているものの、部局内の各課や各事務所によって二極化の傾向があることや管理職員によるマネジメントが必ずしも十分ではないことなどの課題もあるため、これらの解消に向けて、事前命令の徹底や業務のさらなる効率化、多様な勤務形態の利用促進、業務の外部委託化に向けた検討など、長時間労働の是正に向けて継続的に取り組むことが必要です。

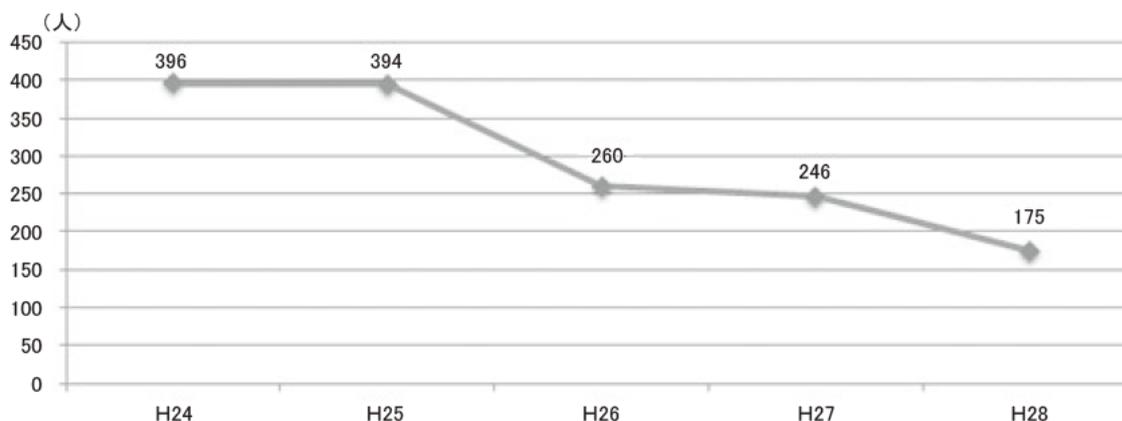
また、職員が健康で、意欲と能力を発揮するためには、働き方と同様に休み方を意識することも大切であることから、警察においては3か月（四半期）ごとに、3日間の年休取得を、3回の四半期で達成することをめざすトリプルスリー休暇の実施や休暇取得状況を壁に張り出す「見える化」などの取組が進められています。年休取得の促進に向けて、休めるときに休むといった管理職員のマネジメントや上司の率先した休暇取得など、職員が休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めることが必要です。

長時間労働による疲労蓄積は、脳・心臓疾患、精神疾患の発症などの過労死リスクを高める可能性があることから、疲労蓄積や過重労働を防止し、職員の休息時間を確保するためにも、管理職員は定時退庁や勤務間のインターバルを意識した取組をさらに推進していくことが重要です。

なお、本委員会としては、事業所での職場環境や職員の勤務実態を調査・監督する労働基準監督機関としての役割を担っており、長時間労働を是正し、職員にとって働きやすい職場環境の整備に向け、任命権者への状況調査や抽出事業所へ

の立入調査を行います。

図2：超長時間勤務者数の推移（教員及び警察職員を除く。）



## (2) 学校現場における労務管理の推進

教員の長時間労働の是正についても極めて重要性が高い課題となっています。教員が子どもと向き合い、意欲的に教育活動に取り組むためには、総勤務時間の縮減をはじめとする働き方を見直し、教員にとって働きやすい職場環境づくりを進めていく必要があります。教員の過重労働を減らし、心身ともにゆとりを持って、健康な状態で子どもと向き合えるための時間を確保していくことは、三重県をはじめとする日本の未来を担う人材を育てていくためにも非常に重要なことです。

このためには、県教育委員会や市町教育委員会が総勤務時間縮減に向けた労務管理に積極的に取り組み、各学校においても管理職員が的確なマネジメントを行うとともに、教員一人ひとりが勤務時間をしっかりと意識する必要があります。

県教育委員会では、今年度、小中学校を含む全公立学校における教員の総勤務時間縮減に向け、総勤務時間を前年度比3%縮減することや「定時退校日の設定」、「部活動休養日の設定」、「会議時間の短縮」の3項目を統一して実施するなど、県教育委員会、市町教育委員会及び各学校が一体となって取組を進めており、実効性の確保が重要です。

また、教員が一人で問題を抱え込まないよう、経験の豊富な教員によるスキルの共有化や、同僚教員による指導・助言など、職場全体でOJTを支えるための、相談しやすい風通しの良い職場環境づくりに取り組むことが必要です。

### (3) 仕事と家庭の両立支援等

#### ア 仕事と家庭の両立支援

本県では、ワーク・ライフ・マネジメントの推進に取り組むとともに、育児や介護が必要な時期にも安心して働き続けることができるよう、育児休業や育児短時間勤務、介護休暇や介護時間、早出遅出勤務制度などを整備し、職員の仕事と家庭の両立支援を行ってきたところです。

任命権者においては、管理職員が部下のワーク・ライフ・バランスに配慮し、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も上げつつ、自らも仕事と私生活を楽しむ「イクボス宣言」を行っています。職員にとって子どもの誕生による人生でかけがえのない育児・子育てや、職員構成の高齢化に伴い今後直面する職員が多くなると想定される介護においても、管理職員が先頭に立って柔軟な働き方や職場風土づくりに努めることで職場の「空気」を変え、職場全体で職員を応援できることが重要です。時間的制約がある職員にとって働きやすい職場は、すべての職員にとって働きやすい職場であり、引き続き職員同士が支えあう意識を醸成していくことが必要です。

さらに、仕事と家庭の両立を支援することは、職員満足度の向上だけでなく、職員の健康管理や女性職員の登用に加え、働きやすい職場として人材の確保にもつながることから、組織を挙げて取り組んでいく必要があります。

#### イ 非常勤職員の勤務環境の整備

非常勤職員についても働きやすい勤務環境の整備を進めることが必要であり、本年5月の地方公務員法及び地方自治法の改正により、平成32年4月1日から特別職の任用及び臨時的任用の厳格化に併せ、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員制度が導入されます。本委員会と任命権者が相互に連携し、本県における業務補助職員、非常勤嘱託員、非常勤講師などの位置付けの整理を行うとともに、当制度の円滑な運用に向け、任用や給与等の勤務条件についても検討していくことが必要です。

## 4 健康対策の推進

職員が心身ともに健康な状態で勤務することは、職員本人だけでなくその家族に

とって大切なことです。本県では、病気休職者に占めるメンタル疾患の割合が半数を超える状態が続いており、教育委員会においては、教職員の在職者に占めるメンタル疾患による休職者の割合が全国平均を上回っていることから、メンタルヘルス対策は組織全体で取り組まなければならない重要な課題となっています。

長時間労働による疲労蓄積がメンタル疾患の発症と関連性が強いと言われていますが、長時間労働とともに、近年、行政課題などの複雑化・高度化に伴い、職員や教員のストレスが増大していると考えられます。このため、メンタルヘルス対策については、職員一人ひとりがセルフケアに取り組むとともに、ストレスチェック制度により、ストレスの高い職員を早期に発見し、医師による面接指導につなげることでメンタルヘルス不調を未然に防止することが重要です。併せて、検査結果を集団ごとに分析・評価することにより、職場のストレス要因の低減に向けた職場環境の改善に努めることが必要です。

また、職場内でのコミュニケーションを活発化させることで、職員本人だけでなく、周囲の職員が不調に早く気付けるような、相談しやすい職場環境づくりに努めるとともに、メンタル疾患からの職場復帰や再発防止についても、職員が不安を感じることなく安心して復帰できるよう、管理職員が中心となり、職場全体で取り組む必要があります。

さらに、職員の健康対策に向けては、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、妊娠中の職員へのハラスメントなど、ハラスメントのない良好な職場環境づくりも重要であるため、引き続き職場全体で取り組んでいくことが大切です。

## 5 高齢期の雇用問題

高齢者の就業を促進するとともに、公的年金支給開始年齢の段階的な引上げに対応するため、本年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017（骨太の方針）」において、公務員の定年の引上げについて具体的な検討を進めることが盛り込まれました。これを踏まえ、国においては、公務員の定年延長を議論する関係各省の検討会が設置され、定年の引上げに係る人事管理諸制度の見直しについての検討が進められています。

公務員の定年延長については、人事院が平成23年9月に「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行ったことを踏

まえ、本委員会においては、同年11月の人事委員会報告において、任命権者に対し、人事管理運用の見直し、段階的な定年の引上げを行う場合の60歳を超える職員の給与水準の適切な設定、役職定年制・短時間勤務制の導入など、具体的な取組について十分に検討する必要がある旨報告しました。

その後、平成25年3月の閣議決定において、国家公務員については当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を再任用する方針が決定され、総務副大臣通知により、地方公務員についても閣議決定の趣旨を踏まえ必要な措置を講じるよう要請があったことから、本県でも再任用制度の活用を図ってきたところです。職員構成の高齢化に伴い今後も再任用職員の増加が予想されることから、任命権者においては、引き続き再任用職員の能力や経験を生かせる職場への人事配置に努めるとともに、再任用職員のモチベーションの維持・向上に努めることが必要です。

定年延長や再任用制度などの高齢期雇用に伴う諸課題については、本委員会と任命権者が相互に連携し、引き続き国や他の地方公共団体の動向を注視しつつ、適切に対応していくこととします。

## 第2 職員の給与に関する報告

### I 職員の給与を決定する諸条件等

職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例等の適用を受ける職員の給与、民間従業員の給与及び物価・生計費等職員の給与を決定する諸条件等について、調査・検討を行ってきた概要は、次のとおりです。

#### 1 職員の給与

本委員会が実施した「平成 29 年人事統計調査」の結果によると、本年 4 月 1 日現在、警察官、教員等を含めた再任用職員を除く職員の数は、20,502 人でした。これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、研究職、医療職等 10 種類の給料表の適用を受けていました。これらの職員の本年 4 月の平均給与月額は、401,829 円でした。なお、現在、職員に対して知事等の給与の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）による職員の給与の減額措置（以下「減額措置」という。）が実施されており、減額措置後の平均給与月額は、400,675 円でした。

このうち、行政職給料表の適用を受けている者は、4,885 人であり、その平均給与月額は、388,976 円（平均年齢 43.4 歳）でした。なお、減額措置後の平均給与月額は、387,343 円でした。

（参考資料 I 職員給与関係資料 参照）

#### 2 民間従業員の給与等の調査

##### （1）職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院と共同し、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の三重県内の民間事業所を対象に、「平成 29 年職種別民間給与実態調査」を実施しました。当該調査は、県内 780 の民間事業所から層化無作為抽出法によって抽出した 164 事業所を対象としました。

調査にあたっては、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の従業員（22 職種 6,812 人）に対して、本年 4 月分として支払われた給与月額等

のほか、各事業所における特別給の支給実績、給与改定の状況等について実地により、詳細に調査を行いました。併せて、研究員、医師等（54 職種 680 人）についても、同様の調査を行いました。

## （２）調査の実施結果等

本年の「職種別民間給与実態調査」の主な実施結果は次のとおりでした。

### ア 給与改定の状況

本年の給与改定の状況は、一般の従業員（係員）で見ると、ベースアップの慣行がない事業所の割合は 60.6%（昨年 57.7%）、ベースアップを中止した事業所の割合は 13.2%（同 13.0%）、ベースアップを実施した事業所の割合は 26.2%（同 29.3%）であり、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年に比べ 3.1%減少していました。

また、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 89.9%（同 90.6%）であり、ほぼ昨年と同じでした。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第 17 表、第 18 表 参照）

### イ 初任給の状況

初任給の状況を見ると、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で 62.4%（昨年 55.5%）、高校卒で 51.2%（同 43.5%）となっており、そのうち大学卒で 52.2%（同 39.4%）、高校卒で 59.8%（同 34.5%）の事業所で、初任給を増額していました。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 47.8%（同 60.6%）、高校卒で 40.2%（同 65.5%）でした。

（参考資料 II 民間給与関係資料 第 14 表 参照）

## 3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

### （１）月例給

#### ア 公民給与の較差

「平成 29 年人事統計調査」及び「平成 29 年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間事業所の従業員にあつてはこれに相当する職種の者について、責任の度合、学歴及び年齢が対

応すると認められる者同士の本年4月分として支払われた給与額を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行ったうえで、その公民給与の較差(以下「公民較差」という。)を算出しました。

民間従業員の給与と比較する職員の給与については、人事委員会勧告制度に基づく本来支給されるべき職員の給与水準を基に比較することが適当であることから、減額措置前の職員の給与を基準として比較を行いました。その結果、次に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均162円(0.04%)下回っていました。

なお、減額措置後の職員の給与を基準として比較を行うと、職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均1,823円(0.47%)下回っていました。

### 公 民 較 差

区 分	減額措置前	(参考) 減額措置後
民間従業員の給与 (A)	392,405円	392,405円
職員の給与 (B)	392,243円	390,582円
公民較差 (A)-(B)	162円 (0.04%)	1,823円 (0.47%)

- (注) 1 (A) 及び (B) の「給与」とは、本年4月の「きまって支給する給与」から通勤手当、時間外手当等を除いたものです。
- 2 (B) の対象となる職員は、行政職給料表適用者 4,885 人(再任用職員を除く。)から、民間事業所の従業員と同様に本年度の新規学卒の採用者を除いた 4,804 人です。

## イ 民間事業所における扶養(家族)手当の状況

扶養(家族)手当の平均支給月額、配偶者のみの場合は13,277円、配偶者と子2人の場合は25,157円となっており、職員の現行支給月額は配偶者と子2人の場合でおおむね均衡していました。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第15表 参照)

## (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、給与月額の4.42月分に相当しており、職員の特別給である期末・勤勉手当の年間平均支給月数(4.30月)が民間事業所の特別給の支給割合を0.12月分下回っていました。

なお、職員の勤勉手当については、平成29年4月1日から平成32年3月

31日までの間、特例条例により年間0.085月分減額されています。

(参考資料 II 民間給与関係資料 第16表 参照)

#### 4 物価及び生計費等

本年4月における消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年同月に比べると全国で0.4%、津市で0.2%上昇していました。

「家計調査」(総務省統計局)によると、勤労者世帯の消費支出は、本年4月時点では、全国で昨年同月比名目2.4%の減少、津市で同20.3%の増加となっていました。また、本委員会が「家計調査」を基礎として算定した本年4月における津市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ179,570円、200,510円及び221,470円となりました。

「毎月勤労統計調査地方調査(パートタイム労働者を含む。事業所規模30人以上)」(県統計課)によると、本年4月の「きまって支給する給与」は、前年比で1.1%上昇していました。

本年4月の有効求人倍率は、三重県で1.54倍(昨年同月1.39倍)(三重労働局)、全国で1.48倍(同1.33倍)(厚生労働省)となっており、また本年4～6月期の完全失業率(モデル推計値、総務省統計局)は、三重県で1.9%(昨年同期1.9%)、全国で3.0%(同3.3%)となっていました。

( 参考資料 III 生計費関係資料 参照  
IV 労働経済関係資料 )

#### 5 国家公務員の給与

##### (1) 人事院勧告

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

##### ア 民間給与との較差に基づく給与改定

###### (ア) 民間給与との比較

- ・月例給：民間給与との較差 631円(0.15%)
- ・特別給：民間の支給割合 4.42月分(公務の支給月数4.30月)

## (イ) 給与改定の内容

### 【月例給】

- ・ 俸給表：行政職俸給表（一）を平均 0.2% 引上げ  
初任給を 1,000 円引き上げ、若年層も同程度改定し、その他については、それぞれ 400 円の引上げを基本に改定  
その他の俸給表は、行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定  
指定職俸給表は改定なし
- ・ 本府省業務調整手当：手当額を引上げ  
(係長級：+900 円、係員級：+600 円)
- ・ 初任給調整手当：医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、所要の改定

### 【特別給】

- ・ 民間の支給割合に見合うよう引上げ（4.30 月→4.40 月）
- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、引上げ分を勤勉手当に配分

## (ウ) 実施時期

- ・ 月例給：平成 29 年 4 月 1 日
- ・ 特別給：法律の公布日

## イ 給与制度の総合的見直し等

### (ア) 給与制度の総合的見直し（平成 30 年 4 月 1 日実施）

- ・ 本府省業務調整手当の手当額を引上げ  
(係長級：俸給月額の 6% 相当額、係員級：同 4% 相当額)
- ・ 経過措置の廃止等に伴って生ずる原資の残余分を用いて、若年層を中心に平成 27 年 1 月 1 日に抑制された昇給を回復

### (イ) その他

- ・ 住居手当  
受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討
- ・ 再任用職員の給与  
民間企業の再雇用者の給与の動向、各府省における再任用制度の運用状況等を踏まえつつ、定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留

意しながら、引き続き、必要な検討

・非常勤職員の給与

勤勉手当に相当する給与の支給に努めることなど、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

## (2) 平均給与月額等

平成 29 年 4 月 1 日時点における国家公務員の行政職俸給表（一）の適用者は 140,319 人（新規採用者、再任用職員等を除く。）であり、その平均給与月額は 410,719 円、平均年齢は 43.6 歳となっています。国家公務員の平均給与月額は給与構造改革の平成 18 年以降毎年その額は増加してきましたが、本年初めて若干減少しています。また、国の組織区分別で平均給与月額をみると、本府省が 450,728 円、管区機関が 416,814 円、府県単位機関で 395,164 円、その他の地方支分部局で 387,239 円となっています。（平成 29 年人事院勧告 参考資料第 1 表及び第 3 表）

## II 職員の給与に関する見解

職員の給与決定の基礎的条件である職員の給与と民間従業員の給与との較差、物価及び生計費等の動向並びに国家公務員に対する人事院勧告等は前記 I のとおりであり、これらに基づき、本委員会は次のとおり報告します。

### 1 本年の民間給与との較差に基づく給与改定

#### (1) 改定の基本的な考え方及び必要性

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与水準を確保する機能を有するものです。地方公務員法に定める給与決定の諸原則を基本に、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、民間従業員の給与水準との均衡を図る給与の決定方法は、最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解が得られるものと考えています。

地方公務員法が、職員の「給料」ではなく「給与」について均衡の原則を求

めていることから、改定にあたっては、国家公務員の給与水準との均衡にも留意しつつ、「職種別民間給与実態調査」の結果による地域の民間従業員の給与水準との均衡を図るよう改定することが必要です。

## (2) 改定の基本方針

本年は、前述のⅠの3(1)アのとおり職員の給与が民間従業員の給与を162円(0.04%)下回っていました。

本委員会では、この較差を解消するために月例給の改定を慎重に検討しましたが、本年の較差は162円と小さく、国の改定後の俸給表構造に準拠した改定が難しいため、給料表改定を見送ることとしました。また、諸手当の改定についても検討しましたが、地域手当については、給与制度の総合的見直しによる支給割合に改定済みであり、平成31年4月1日の総合的見直し完成前にその支給割合を見直すことは適当ではないと判断しました。扶養手当についても、昨年勧告した見直しを段階的に実施中であり、給料表を据え置く中で一部の職員にのみ較差を配分することとなるため適当ではないと考えます。加えて、これまで本県では較差が223円(0.06%)や149円(0.04%)であったときに月例給を改定しなかったことを考慮し、本年は月例給の改定を行わないこととしました。

ただし、医師又は歯科医師に対する初任給調整手当については、従来から国に準拠して取り扱ってきたことから、人事院勧告に準じた所要の改定を行います。

また、本年4月から獣医師に対して支給することとなった初任給調整手当については、本県の医療職給料表(二)を据え置く点や医師又は歯科医師に対する初任給調整手当の改定額が小さい点を踏まえ、改定しないこととします。

一方、特別給である期末・勤勉手当については、前述のⅠの3(2)のとおり、職員の年間の支給月数が民間の特別給の支給割合を0.12月分下回っていたため、民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数の引上げ改定を行います。

## (3) 改定すべき事項

### ア 初任給調整手当

医師又は歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施します。

## イ 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、民間事業所の特別給の支給割合（4.42 月分）との均衡を図るため、支給月数を 0.1 月分引き上げ、4.40 月とします。

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当に配分し、本年度においては 12 月期の勤勉手当の支給月数を 0.85 月から 0.95 月へ引き上げ、平成 30 年度以降においては 6 月期及び 12 月期の勤勉手当の支給月数がそれぞれ 0.9 月となるよう配分します。

また、行政職給料表 10 級の特号給の適用を受ける職員並びに再任用職員の勤勉手当及び任期付研究員並びに特定任期付職員の期末手当については、0.05 月分それぞれ支給月数を引き上げます。

## 2 その他の課題

### (1) 特例条例による職員の給与の減額措置

平成 29 年 4 月 1 日から、本県の厳しい財政状況を勘案し、特例条例による減額措置が実施されています。本委員会は、本年 3 月に地方公務員法第 5 条第 2 項に基づく特例条例案に対する意見を表明したとおり、このような給与勧告制度に基づかない減額措置を行うことは、地方公務員法に規定する給与決定の原則とは異なるものであり、遺憾であると考えます。

### (2) 給与制度の総合的見直しに伴う経過措置

平成 26 年、本委員会は国に準拠した給与制度の総合的見直しを勧告しました。この総合的見直しの給料表切替に伴い、新たに受ける給料月額が平成 27 年 3 月 31 日に受けていた給料月額に達しない職員に対して、その差額を給料として支給する経過措置を講じることとしました。

この経過措置の期間については、国が平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間としたところ、本県では、国の経過措置期間の考え方等を踏まえ、差額受給者割合等を推計した結果、平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年間で適当であると判断しました。また、経過措置の廃止にあたっては、昇格の機会が少なく、行政職と比べて差額が大きい教員が職員の約 6 割を占める本県の事情を考慮し、平成 31 年 4 月 1 日から 3 年間段階的に差額を減額していく激変緩

和措置を講じたものです。

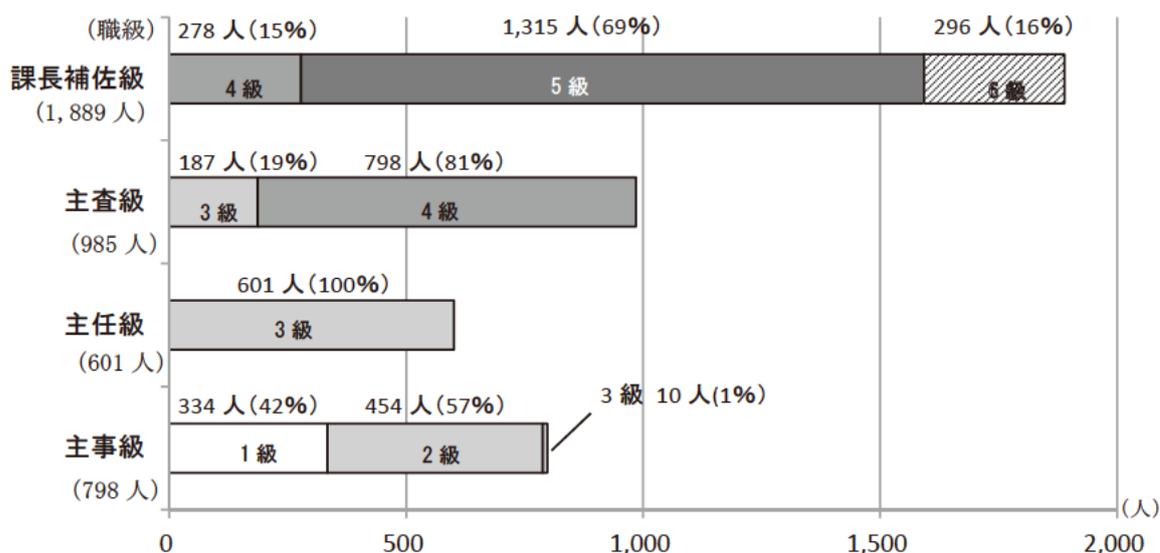
本委員会では、本県における給料表改定や職員の昇給及び昇格などによる経過措置の状況の変化を検証し、国や他の地方公共団体の状況を踏まえ、その取扱いについて検討する必要があると考えます。

### (3) 職務・職責に応じた給料

「第1 人事管理に関する報告」の「2 能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上」において言及したように、本県では、非管理職の間はこれまで年齢や経験を基本とした任用が行われてきたこともあり、職級別職員構成に偏りがあります。給料についても、多くの職員が適用される行政職給料表では、図3のとおり職務の級別職員構成に偏りが生じており、これは研究職給料表、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)においてもみられます。

任命権者においては、組織のあるべき姿を見据えた「能力・実績に基づく人事管理」や職務給の原則による職務・職責に応じた職務の級の決定を通じ、職員全体の意欲・能力の向上と公務能率の最大化につなげる必要があります。

図3：各職級における職務の級別職員構成（非管理職）



(注) 「平成29年人事統計調査」から、知事部局、各種委員会事務局、警察、県立学校、市町立学校の行政職給料表適用者4,885人のうち課長級以上を除いた4,273人の職級別職務の級別職員構成を示しています。

#### (4) 再任用職員の給与

本県においても年々再任用職員数が増加しており、平成 29 年 4 月 1 日現在フルタイム勤務の再任用職員は 342 人、短時間勤務の再任用職員は 428 人となっています。再任用職員の給与のあり方については、民間企業における再雇用者の給与の動向及び国の再任用制度の検討状況を踏まえ、公務員の定年の引上げに関する国の検討状況も注視しつつ、引き続き検討する必要があります。

### 第③ むすび

人事委員会は、地方公務員法に基づき設置され、人事行政に関する事項について調査し、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行うなど、人事行政の専門機関として位置付けられています。

本年の報告では、「第1 人事管理に関する報告」として、人事行政の根幹である人事管理における諸課題について調査・研究し、将来を見据えた取組の方向性について言及しました。優秀な人材の確保、効果的な人材育成、能力・実績に基づく人事管理など職員の意欲・能力の向上に寄与する取組に加え、職員がその能力を十二分に発揮し、やりがいを感じる職場環境の整備が、これからの効率的な行財政運営には必要不可欠であるとの考え方にに基づき報告しています。

また、人事院が4年連続で月例給及び特別給の引上げを勧告したところですが、「第2 職員の給与に関する報告」で述べたとおり、本委員会は地方公務員法の均衡の原則に基づき、本年の民間給与との較差を踏まえ、特別給を引き上げ、医師等に対する初任給調整手当を除く月例給を据え置くこととしました。

職員は、特例条例による減額措置が行われている中で、厳しい財政状況に対応した効率的な業務遂行と行政サービスの一層の向上を図るため、高い士気を持って諸課題に取り組んでいます。今後も法令等を遵守し、公正・誠実に職務を遂行することでより一層県民の信頼に応え、「県民とともにアクティブに、新しい三重を創っていく日本一の職員」となることを期待します。

県議会及び知事におかれましては、給与勧告制度が、職員の労働基本権制約の代償措置であることに対し深い理解を示され、本年の人事委員会勧告を実施されるよう要請するとともに、報告で述べた諸課題の解決に向けた取組を実施されることを希望します。

## 勸 告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例(昭和29年三重県条例第67号)、公立学校職員の給与に関する条例(昭和30年三重県条例第10号)、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成12年三重県条例第72号)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年三重県条例第61号)を改正することを勧告する。

### I 平成29年4月の民間給与との比較による給与改定のための関係条例の改正

#### 1 職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の改正

##### (1) 初任給調整手当

医師又は歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度については、人事院勧告に準じて改定すること。

##### (2) 勤勉手当

###### ア 平成29年12月期の支給割合

###### (ア) (イ) 及び (ウ) 以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分(再任用職員にあっては、0.45月分)とすること。

###### (イ) 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分(再任用職員にあっては、0.55月分)とすること。

###### (ウ) 行政職給料表10級の特号給の適用を受ける職員

勤勉手当の支給割合を0.975月分とすること。

###### イ 平成30年6月期以降の支給割合

###### (ア) (イ) 及び (ウ) 以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分(再

任用職員にあつては、それぞれ 0.425 月分) とすること。

(イ) 特定管理職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.1 月 (再任用職員にあつては、それぞれ 0.525 月分) とすること。

(ウ) 行政職給料表 10 級の特号給の適用を受ける職員

6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.95 月分とすること。

## 2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

### 期末手当

(1) 平成 29 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.675 月分とすること。

(2) 平成 30 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.65 月分とすること。

## II 改定の実施時期

この改定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、I の 1 の (2) のア及び 2 の (1) については、平成 29 年 12 月 1 日から、I の 1 の (2) のイ及び 2 の (2) については平成 30 年 4 月 1 日から実施すること。



# 参 考 资 料



# 目 次

## I 職員給与関係資料

平成29年人事統計調査の概要	27
第 1 表 総括表	29
第 2 表 給料表別、部局別職員数	30
第 3 表 給料表別、部局別平均給与月額	31
第 4 表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数	32
第 5 表 給料表別、級別、号給別職員数	34
第 6 表 給料表別、級別、年齢別職員数	69
第 7 表 給料表別、級別、学歴別職員数	82
第 8 表 扶養の状況	84
その 1 扶養親族数別職員数	84
その 2 扶養親族数	84
その 3 扶養手当の状況	85
第 9 表 住居手当の状況	86
第 10 表 通勤手当の状況	87

## II 民間給与関係資料

平成29年職種別民間給与実態調査の概要	89
第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数	90
第 12 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	91
第 13 表 職種別、企業規模別、学歴別給与額	92
その 1 公民給与比較の職種	92
(1) 規模計	92
(2) 規模500人以上	95
(3) 規模100人以上500人未満	98
(4) 規模100人未満	101
参 考 行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表	104
その 2 その他の職種	105
第 14 表 初任給の改定状況	106
第 15 表 扶養（家族）手当の支給状況	106
第 16 表 特別給の支給状況	107
第 17 表 給与改定の状況	107
第 18 表 定期昇給の実施状況	107
第 19 表 定期昇給制度の状況	108
第 20 表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	108

### III 生計費関係資料

平成29年4月の標準生計費算定方法	110
第21表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成29年4月）	111
その1 津市	111
その2 全国	111
参考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	111

### IV 労働経済関係資料

第22表 労働経済指標	112
-------------	-----

### V 経年統計資料

第23表 部局別、給料表別職員数の状況	114
第24表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況	116

# I 職員給与関係資料

- 1 各種委員会とは、教育委員会、県議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局をいう。
- 2 知事部局等とは、知事部局、警察、各種委員会、県立学校をいう。



# 平成 29 年人事統計調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、地方公務員法に規定する趣旨に基づき、職員の給与等の実態を把握し、人事行政上の能率的運営に資するために必要な基礎資料を作成する目的で実施したものである。

## 2 調査の時期

平成 29 年 4 月 1 日

## 3 調査の対象

職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、職員の再任用に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける常勤職員（休職者、外国派遣条例に基づく派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員等、配偶者同行休業職員、大学院修学休業中の職員、公益法人等派遣職員、介護職専免・福利厚生等休暇（家族介護のための休暇）を受けている職員及び 1 年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員及び再任用職員を除く。）を除く。）で平成 29 年 4 月 1 日に在職する者

## 4 調査の項目

所属名、氏名、性別、年齢、経験年数、最終学歴、適用給料表、級・号給、給料の月額、扶養手当及びその他の手当並びに給与条例上の扶養親族数、通勤方法、通勤所要時間、通勤距離、1 箇月当たりの運賃等の月額及び家賃・間代の額等

## 5 調査の方法

全数調査とし、総務部総務事務課、病院事業庁、警察本部、中小学校等において調査表を作成した。

## 6 調査結果の概要

この参考資料第 1 表から第 10 表までのとおりである。



第1表 総括表

給料表		行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	高校等 教育職	中小校 教育職	学 校 栄養職員	特 定 任期付職員	計
区分												
職 員 数	男	3,503 人 71.7 %	2,744 91.0	176 83.4	30 83.3	82 47.7	14 11.3	2,152 61.0	3,900 45.7	— —	2 100.0	12,603 61.5
	女	1,382 人 28.3 %	272 9.0	35 16.6	6 16.7	90 52.3	110 88.7	1,377 39.0	4,625 54.3	2 100.0	— —	7,899 38.5
	計	4,885 人 100.0 %	3,016 100.0	211 100.0	36 100.0	172 100.0	124 100.0	3,529 100.0	8,525 100.0	2 100.0	2 100.0	20,502 100.0
学 歴 構 成	大学	3,444 人 70.5 %	1,821 60.4	205 97.2	36 100.0	137 79.7	49 39.5	3,414 96.8	8,076 94.7	1 50.0	2 100.0	17,185 83.8
	短大	415 人 8.5 %	161 5.3	6 2.8	— —	35 20.3	72 58.1	75 2.1	449 5.3	1 50.0	— —	1,214 5.9
	高校	1,024 人 21.0 %	1,032 34.2	— —	— —	— —	3 2.4	40 1.1	— —	— —	— —	2,099 10.3
	中学	2 人 0.0 %	2 0.1	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	4 0.0
平均年齢		43.4 歳	37.7	42.2	45.3	41.1	43.7	45.0	42.9	50.5	50.0	42.6
平均経験年数		21.7 年	16.7	19.2	19.9	17.6	20.2	22.3	20.4	29.5	—	20.4
平均扶養親族数		2.1 人	2.2	2.2	1.9	1.7	2.2	2.0	1.9	—	—	2.0
平均給与月額	給料	347,626 円	326,901	380,354	467,789	351,912	346,924	395,462	371,852	378,350	545,000	363,486
	扶養手当	10,218 円	11,868	12,640	10,569	6,047	4,448	9,270	6,899	—	—	8,871
	地域手当	16,813 円	15,416	17,880	83,424	16,383	16,024	18,354	17,329	17,026	24,525	17,208
	管理職手当	8,846 円	2,598	4,349	43,044	6,117	4,715	2,939	6,309	—	—	5,819
	その他	5,473 円	8,341	8,209	298,575	12,006	3,004	5,953	5,195	13,500	—	6,445
	計	388,976 円	365,124	423,432	903,401	392,465	375,115	431,978	407,584	408,876	569,525	401,829

- (注) 1 再任用職員は含まない。(第2表から第4表まで、第7表から第10表まで及び第24表において同じ。)  
 2 企業庁職員、病院事業庁職員及び現業職員は含まない。  
 3 計欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。(第4表及び第24表において同じ。)  
 4 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に定める給料表をいう。(以下の表において同じ。)  
 5 給料には次の額を含む。(第3表、第4表及び第24表において同じ。)  
 ・職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年三重県条例第6号)附則第4項から第6項まで及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年三重県条例第28号)附則第3項から第5項までの規定による給料の額  
 ・給料の調整額  
 ・教職調整額  
 6 その他は、住居手当、単身赴任手当等である。(第3表において同じ。)

第2表 給料表別、部局別職員数

(単位 人)

区分	給料表	行	公	研	医	医	医	高	中	学	特	計	現	合
		政	安	究	療	療	療	校	小	校	定			
		職	職	職	職	職	職	等	校	校	任		職	
					(一)	(二)	(三)	教	教	養	期		員	
								育	育	職	付			
								職	職	員	職			
	知事部局	3,482		194	36	172	124				2	4,010	218	4,228
	警察	340	3,016	17								3,373	7	3,380
教育委員会	事務局	270										270		270
	県学立校	312						3,529		1		3,842	62	3,904
	市町立校	399							8,525	1		8,925		8,925
	議会	34										34	4	38
	選挙管理委員会	5										5		5
	監査委員	21										21		21
	人事委員会	12										12		12
	労働委員会	8										8		8
	海区漁業調整委員会	2										2		2
	計	4,885	3,016	211	36	172	124	3,529	8,525	2	2	20,502	291	20,793
	企業庁	182										182	2	184
	病院事業庁	48			16	29	164					257	8	265
	合計	5,115	3,016	211	52	201	288	3,529	8,525	2	2	20,941	301	21,242

(注) 該当人員0の欄は空欄とした。

第3表 給料表別、部局別平均給与月額

(単位 職員数：人、金額：円)

給料表	区分		職員数	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	その他	計	
	部局									
行政職	知事部局		3,482	349,169	11,187	17,093	10,001	5,916	393,366	
	各種委員会		352	374,030	13,504	18,078	11,658	4,315	421,585	
	警察		340	325,301	5,863	15,033	2,911	3,825	352,933	
	小計		4,174	349,321	10,948	17,008	9,563	5,611	392,451	
	県立学校		312	355,963	7,684	16,839	10,561	3,758	394,805	
	市町立学校		399	323,371	4,556	14,756	—	5,377	348,060	
	計		4,885	347,626	10,218	16,813	8,846	5,473	388,976	
公安職	警察		3,016	326,901	11,868	15,416	2,598	8,341	365,124	
研究職	知事部局		194	382,763	12,768	17,998	4,441	7,889	425,859	
	警察		17	352,867	11,176	16,530	3,303	11,853	395,729	
	計		211	380,354	12,640	17,880	4,349	8,209	423,432	
医療職(一)	知事部局		36	467,789	10,569	83,424	43,044	298,575	903,401	
医療職(二)	知事部局		172	351,912	6,047	16,383	6,117	12,006	392,465	
医療職(三)	知事部局		124	346,924	4,448	16,024	4,715	3,004	375,115	
高校等教育職	高校		2,675	391,907	9,959	18,238	3,155	6,212	429,471	
	特別支援学校		854	406,600	7,112	18,718	2,262	5,139	439,831	
	計		3,529	395,462	9,270	18,354	2,939	5,953	431,978	
中小校教育職	中学校		3,007	371,877	8,106	17,349	5,422	6,265	409,019	
	小学校		5,518	371,838	6,241	17,319	6,792	4,613	406,803	
	計		8,525	371,852	6,899	17,329	6,309	5,195	407,584	
学校栄養職員	県立・市町立学校		2	378,350	—	17,026	—	13,500	408,876	
特定任期付職員	知事部局		2	545,000	—	24,525	—	—	569,525	
合計			20,502	363,486	8,871	17,208	5,819	6,445	401,829	
行政職	企業庁		182	351,062	13,522	16,804	8,851	3,779	394,018	
	病院事業庁		48	350,069	10,167	16,565	7,873	6,104	390,778	
		医療職(一)		16	446,488	19,000	85,849	31,300	373,444	956,081
		医療職(二)		29	347,833	9,276	16,154	1,871	5,534	380,668
		医療職(三)		164	329,645	8,351	15,251	932	4,390	358,569
現業職	知事部局等		291	365,667	12,435	17,014	—	2,733	397,849	
	企業庁		2	392,400	5,000	17,883	—	—	415,283	
	病院事業庁		8	368,125	6,938	16,878	—	7,125	399,066	
総計			21,242	363,164	8,965	17,235	5,744	6,629	401,737	

第4表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数

給料表	区分	平均給料	平均年齢	平均経験年数
	級			
行 政 職 公	1	192,236 円	23.3 歳	1.9 年
	2	230,225	27.6	5.6
	3	290,978	35.8	13.8
	4	368,598	44.7	23.4
	5	393,421	49.2	27.5
	6	412,291	54.9	33.6
	7	438,985	56.0	33.3
	8	467,539	56.4	33.7
	9	511,670	57.6	35.5
	10	824,000	57.0	35.0
	計	347,626	43.4	21.7
安 職 研	1	203,794	21.2	1.8
	2	251,338	27.5	6.1
	3	297,928	34.3	12.6
	4	364,394	42.4	21.4
	5	413,376	49.5	29.0
	6	426,761	50.2	28.9
	7	439,265	53.3	33.1
	8	459,352	55.3	34.9
	9	475,800	57.5	36.2
	計	326,901	37.7	16.7
究 職 医	1	—	—	—
	2	268,760	29.2	6.3
	3	368,089	39.8	16.4
	4	422,338	46.3	23.2
	5	462,343	53.0	30.2
	計	380,354	42.2	19.2
療 職 (一)	1	312,743	28.7	5.0
	2	408,850	36.5	12.1
	3	511,475	48.1	22.9
	4	560,662	58.0	30.8
	計	467,789	45.3	19.9
医 療 職 (二)	1	207,700	25.0	5.0
	2	219,004	25.8	2.7
	3	271,089	32.8	7.7
	4	352,683	41.8	18.1
	5	401,114	45.4	22.9
	6	445,375	51.3	28.3
	計	351,912	41.1	17.6
医 療 職 (三)	1	—	—	—
	2	235,132	27.4	4.3
	3	287,813	40.9	12.4
	4	327,895	42.5	17.9
	5	379,576	48.3	26.1
	6	436,140	54.2	31.4
	計	346,924	43.7	20.2
高 校 等 教 育 職	1	279,419	34.1	10.9
	2	394,109	44.8	22.0
	特2	450,461	50.1	27.6
	3	460,450	53.1	30.4
	4	482,323	56.2	33.4
	計	395,462	45.0	22.3
中 小 学 校 教 育 職	1	—	—	—
	2	361,157	41.0	18.6
	特2	428,087	48.7	26.2
	3	433,661	53.9	31.3
	4	450,147	57.1	34.5
	計	371,852	42.9	20.4
学 校 栄 養 職 員	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	—	—
	4	378,350	50.5	29.5
	5	—	—	—
	計	378,350	50.5	29.5
特定任期付職員		545,000	50.0	—
合	計	363,486	42.6	20.4

給料表		区分	平均給料	平均年齢	平均経験年数		
		級					
行	業	1	191,700	23.3	2.5		
		2	228,615	26.9	5.1		
		3	289,922	35.4	14.6		
		4	363,381	42.4	21.2		
		5	392,682	48.6	27.4		
		6	412,354	53.9	32.6		
		7	439,686	55.9	32.4		
		8	472,700	59.0	37.0		
		9	—	—	—		
		10	—	—	—		
政	庁	計	351,062	43.1	21.8		
		職	病	1	201,600	24.5	3.0
				2	240,333	29.3	4.3
				3	284,450	35.7	12.8
				4	362,527	43.8	21.2
				5	392,127	49.4	27.3
				6	411,185	55.6	28.6
				7	442,100	55.0	32.0
				8	466,900	56.0	34.0
				9	—	—	—
10	—			—	—		
医療職(一)	事	計	350,069	43.9	20.8		
		業	1	312,550	31.0	8.0	
			2	414,311	38.7	15.9	
			3	—	—	—	
			4	557,980	53.0	28.0	
計	446,488		42.2	18.7			
医療職(二)	業	1	—	—	—		
		2	210,350	28.5	4.0		
		3	278,070	34.5	11.7		
		4	341,560	39.4	17.4		
		5	401,875	46.0	23.3		
		6	446,308	51.9	30.3		
医療職(三)	庁	計	347,833	41.3	18.9		
		1	—	—	—		
		2	256,300	34.4	6.3		
		3	282,708	38.0	10.4		
		4	323,755	43.3	17.5		
		5	377,838	48.8	24.4		
		6	426,434	51.9	27.5		
計	329,645	43.1	17.1				
現業職員	知事部局等	1	—	—	—		
		2	240,450	32.5	13.0		
		3	356,637	47.2	27.9		
		4	391,637	56.6	36.7		
		計	365,667	50.0	30.5		
	企業庁	1	—	—	—		
		2	—	—	—		
		3	—	—	—		
		4	392,400	56.0	36.5		
		計	392,400	56.0	36.5		
	病院事業庁	1	—	—	—		
		2	—	—	—		
		3	343,550	45.5	25.5		
4		392,700	56.8	36.5			
計		368,125	51.1	31.0			
総計		363,164	42.7	20.6			

第5表 給料表別、級別、号給別職員数

行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

（単位 人）

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4										
5										
6			7							
7		2	1							
8			1							
9	10	6	5				1			
10		3	2						1	
11		6	8							
12		4	5						1	
13	8	52	7							
14		18	14							
15	2	25	16							
16		5	21							
17	13	44	6			1				2
18		17	23							4
19	2	22	24							2
20		12	9					1		
21	9	44	31			1	1			2
22		14	19	1						1
23	3	22	21			1				1
24	1	6	5			1				3
25	7	41	28					3		2
26	1	22	14					1		
27	22	15	13	1						
28		3	8			1				
29	49	31	36	1				1	1	
30		14	11	1				1		
31	19	1	16					2		
32	5	2	6	2			2	3		
33	63	4	36	3	1		27	1		
34	10		18	2			7	8		
35	16	2	16	3			20			
36	2		10	5			5	2		
37	47	5	20	6			15	1		
38	10	1	8	5			3	1		
39	13	1	14	9			4	5		
40	2		10	18			5	2		
41	2	2	19	8			6	2		
42		1	7	10			7	1		
43	1	1	25	26			1			
44		2	4	21			6	2		
45	6		10	32			5	1		
46			8	8			4			
47	1		13	20			4			
48			8	13	2		1			
49	5	1	15	32			3			
50			5	11	1	1	3			
51			29	27	3	3	8			
52		1	16	14	2	3	5			
53	2		28	28		1	1			
54			9	23	2	3	3			
55			17	39	5	6	1			
56			6	14	4	5	2			
57	1		4	56	13	22				
58			1	17	17	26				
59			6	48	14	9	1			
60		1	2	17	21	5				
61	2		1	18	26	17	14			
62		1	1	31	21	7				
63			5	47	52	85				
64			1	20	29	17				

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65				41	23	20				
66				13	12	28				
67			1	40	24	58				
68			2	13	17	50				
69			1	24	78	31				
70			3	16	17	22				
71			2	8	28	17				
72				4	27	9				
73			1	17	89	10				
74			2	9	21	14				
75			1	19	20	11				
76				15	39	10				
77				7	34	9				
78				4	60	13				
79			2	5	55	18				
80			2	4	15	73				
81				11	7	17				
82				4	31	10				
83			2	3	84	8				
84			2	6	43	8				
85			3	7	23	33				
86			3	7	51					
87				6	51					
88			2	3	27					
89			1	8	22					
90			1	1	63					
91			5	6	18					
92			1	4	7					
93				134	116					
94										
95			2							
96			1							
97			1							
98			1							
99										
100										
101										
102										
103			1							
104			1							
105			2							
106			1							
107			1							
108										
109			2							
110			1							
111										
112			1							
113			17							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
特										1
計	334	454	798	1,076	1,315	684	165	38	20	1
									合計	4,885

(注)各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(第6表において同じ。)

公安職給料表（警察官である職員に適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1									
2									
3									
4							1		
5									
6									
7	21								
8									
9	2								
10									
11									
12									
13	39								
14									
15	2								
16	1								
17	27		1						
18									
19	7	8	1						
20									
21	62	52	4	4					
22			1						
23	13	8		2					
24	1	4							
25	21	46	6	2					
26	1	4							
27	2	16	6	2					
28	4	5		2	1				
29	2	51	11	3			1		
30		9	2	1					
31	1	16	12	2	1				
32	1	3	1	1					8
33	1	23	9	6					
34		4		3	2				
35	1	29	9	7					1
36		8	2	3	1				3
37	3	35	10	11	1	1			
38	2	5	1	3	3				
39		24	15	8	4	1			
40		7	1	5	1				1
41		27	14	9	1				
42		8	4	3	2				
43		20	15	9	4	1			
44	1	4	7	2					
45		36	17	12	5			1	
46		11	12	6	1				
47		23	30	13	2			1	
48		7	8	7					
49	2	24	32	11	8			4	
50		4	11	10	4	3		5	
51		29	24	10	2			1	
52	1	7	14	12	3				
53		19	21	8	3	2	2	2	
54		9	16	11	5		2		
55		17	18	17	10	1	2	2	
56		2	15	9	3		4		
57		8	24	18	6	2		1	
58		3	18	14	4	3	5	1	
59		3	14	13	4	1	11	1	
60		1	11	8	6		1	1	
61		5	29	18	3	3	3	14	
62		1	17	18	8	4	4		
63		2	15	18	6	2	3		
64			23	20	3		2		
65		1	18	7	9	2	1		
66			11	8	6	1	1		
67			12	15	5	1	6		
68			13	13	7	1			
69		2	11	15	10	2	3		
70			8	16	3	1			
71		1	7	10	4	1	1		
72			10	12	6	2	1		

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
73			1	1	8	6	1			
74				11	7	5	3	3		
75			1	5	9	12	1	1		
76				4	6	5	2	2		
77				7	7	8	2	1		
78				7	8	7	1	2		
79				6	6	6		2		
80					8	4		1		
81					4	8	2	1		
82				5	8	5	3	1		
83					6	2	10	1		
84				1	9	5	2	1		
85				1	8	7	6	2		
86				2	8	7				
87				1	12	7	13			
88				1	5	4	5			
89					11	4	4			
90					7	8	5			
91				3	10	8				
92				2	3	8	1			
93				2	6	155	19			
94				3	6					
95				1	8					
96					5					
97					8					
98				2	5					
99					5					
100				3	6					
101				2						
102					3					
103				1	6					
104				1	3					
105				2	2					
106					3					
107				2						
108				3	4					
109				2	3					
110				1	4					
111					7					
112					1					
113				1	3					
114				2	6					
115					8					
116				1	5					
117				1	8					
118					6					
119					11					
120				1	11					
121				1	9					
122					4					
123					5					
124					7					
125					61					
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
計		218	633	680	813	438	115	72	34	13
								合計		3,016

研究職給料表

(試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5		1			
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13		3			
14					
15					
16		1			
17		3			
18					
19		1			
20					
21		2	1		
22		1			
23		1			
24		1			
25		3	2		
26					
27			2		
28		1	2		
29		7	2		
30		2			
31		1	2		
32				1	2
33		2	2		
34		2			1
35		1	1		1
36			1		3
37		1	2		3
38		3	3		2
39		2	1		2
40				3	1
41		2		1	2
42		2	1		3
43				1	1
44			1	1	4
45		1	1		1
46		1	2		3
47			1	3	6
48			2	2	2
49			1	3	4
50		1			7
51		1	3	1	2
52			2	1	2
53		3	2	2	5
54		1		4	2
55		1	2	1	2
56			4		1
57		1	2	1	5
58		1	2		
59			1		
60			1	1	

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級
61			1		2	
62				1	2	
63				1	1	
64				2		
65					1	
66						
67						
68				2		
69				1		
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77				1		
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計			55	57	32	67
					合計	211

医療職給料表（一）

（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6		1		
7				
8				
9				
10		1		
11				
12				
13	2	1		1
14				
15				
16				1
17	2	1		
18				
19				
20				
21	1			
22				
23				
24				
25	1			
26				
27				
28				1
29	1			
30				
31		1		
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				1
43				1
44		1		1
45				
46				1
47				
48				

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級
49				
50			1	
51				
52			1	
53		1		
54				
55				
56				
57				2
58				
59				
60				1
61				1
62				
63				
64				
65				5
66				
67		1	1	
68				
69				
70				
71				
72			1	
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	7	8	8	13
			合計	36

医療職給料表（二）

（保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5		3				
6						
7						
8		1				
9						
10						
11						
12						
13				1		
14						
15			1	1		
16						
17		5	1			
18			1	1		
19						
20				1		
21		6		1		
22		1				1
23			1			1
24			1	1		
25		2	2			
26		3	1			
27			4	1		1
28		1	1	1		
29		1	4	1		1
30			1			2
31					1	
32				1		2
33			1	3		2
34						2
35				2	1	
36				2		
37	1			2		2
38			3	3	1	3
39			1		1	2
40			2		2	2
41			3	1	1	
42			2	2	1	1
43			2		1	3
44					1	
45			3	2	1	1
46			1	1		
47		1				3
48			1		1	1
49				2		2
50				1	1	1
51				1		1
52				1	1	
53						26
54				1		
55				1		
56						

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85				1		
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計	1	24	37	36	14	60
					合計	172

医療職給料表（三）

（保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9		1				
10						
11						
12						
13		3	1			
14						
15						
16						
17		4	1			
18		1				
19						
20						
21		2				
22						
23						
24						
25		4				
26		1				
27						
28						
29		2				
30		1				
31		2			1	
32		1				
33		1	1	1	1	
34		1				
35				1	1	
36			1			
37		2				
38						
39				1		
40			2	1	1	
41				1		
42						
43						
44				1		
45			1	3	1	
46				1	2	
47				1		1
48				1	2	
49				1		
50				2		
51				2		2
52					1	
53				1		1
54					2	1
55						2
56					1	
57					1	1
58				1		
59				1		
60						
61		1				
62						1
63				1		
64					1	2
65						1
66					1	3
67				1		1
68						
69		1			2	17
70						
71						
72						
73						
74						
75					2	
76						
77						
78					1	
79					1	
80					1	
81					1	
82						
83						
84						

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85						1	
86				1		1	
87						1	
88							
89						1	
90							
91						2	
92						1	
93						2	
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計			28	8	22	33	33
						合計	124

高等学校等教育職給料表  
 (高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用)

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
1						
2						
3						
4						
5			12			
6						
7						
8						
9			14			
10						
11			1			
12						
13			29			
14						
15			3			
16						
17			42			
18			1			
19			6			
20			2			
21			46			
22			1			
23			7			
24			2			
25			52			
26			1			
27			6			
28			5			
29		2	39			1
30			6			
31			10			3
32			3			1
33		5	40			3
34			5			7
35			12			5
36			8			5
37		1	36			4
38		1	10			
39		2	11			4
40			12			6
41		1	37			3
42		1	3			3
43			8			2
44			6			1
45		3	31			22
46		1	6			
47		1	15			
48			6			
49		2	23			
50			5			
51			8			
52			7			
53		3	22			
54		1	10			
55		2	21			
56		3	16			
57		3	32			
58		2	13			
59		1	14			
60			11		4	
61		2	16		10	
62		2	6		4	
63		2	19		3	
64		1	19		4	
65		3	16		2	
66			17		4	
67		1	18		6	
68			19		3	
69		2	24		10	
70		1	16		6	
71			22		8	
72		3	16		4	
73			19		7	
74			7		3	
75			25		3	
76			15		1	

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
77			15		5	
78			14		2	
79		3	26		3	
80		2	21		2	
81		1	20		1	
82		2	15			
83		1	27	2	1	
84		1	12			
85		1	27		5	
86			23	1		
87			29			
88		1	19	1		
89		1	14			
90		1	16	2		
91		2	32	3		
92			23	1		
93			28	1		
94			26			
95			38	1		
96			12	2		
97		4	29			
98			23	1		
99			16			
100			11			
101			17			
102			16			
103			45			
104			21			
105		1	22			
106			23			
107			46			
108			21			
109			27			
110			15			
111			32			
112			15			
113			23			
114			15			
115			27			
116			21			
117		1	19			
118			25			
119			20			
120			24			
121		1	26			
122			42			
123			32			
124			56			
125			65			
126			58			
127			68			
128			61			
129		1	107			
130			47			
131			93			
132			109			
133			78			
134			105			
135			69			
136			137			
137			44			
138			27			
139			16			
140			30			
141			4			
142			7			
143			1			
144			2			
145			1			
146						
147						
148						
149		1				
150						
151						
152						
153		1				
計		78	3,265	15	101	70
					合計	3,529

中学校・小学校教育職給料表

(中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用)

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17			143			
18						
19						
20						
21			164			2
22						14
23			14			25
24			1			20
25			203			40
26			1			43
27			19			35
28			5			19
29			188			24
30			1			18
31			18			18
32			5			15
33			220			16
34			5			16
35			26			23
36			11			15
37			212			16
38			3			17
39			22			15
40			11			15
41			119			13
42			6			7
43			24	1		7
44			18			13
45			167			58
46			10			
47			48			
48			18			
49			142			
50			19			
51			30	1		
52			24			
53			98			
54			8			
55			34			
56			22			
57			98			
58			26			
59			33	1		
60			28			
61			82			
62			27			
63			37			
64			21			
65			83			
66			24	1		
67			32			
68			55	1		
69			55	1		
70			27	1		
71			48	1	1	
72			23	1	1	
73			51	1	1	
74			30			
75			46	1	8	
76			34		6	
77			46	1	56	
78			39		20	
79			56	3	13	
80			38	2	50	

号給	級	1級	2級	特2級	3級	4級
81			41	2	31	
82			34	4	22	
83			50	6	29	
84			37	3	38	
85			45	2	43	
86			26		15	
87			58	4	31	
88			34	4	30	
89			35	6	22	
90			27	3	22	
91			46	3	17	
92			26	4	16	
93			33	4	23	
94			31	14	12	
95			39	7	8	
96			25	8	5	
97			30	5	4	
98			32	7	3	
99			51	3	1	
100			22	3		
101			48	5	2	
102			29	3		
103			58			
104			27			
105			43	1		
106			24			
107			34			
108			14			
109			28			
110			19			
111			41			
112			24			
113			29			
114			24			
115			72			
116			25			
117			39			
118			25			
119			61			
120			25			
121			47			
122			38			
123			57			
124			29			
125			44			
126			36			
127			62			
128			47			
129			66			
130			33			
131			42			
132			61			
133			61			
134			81			
135			79			
136			94			
137			101			
138			93			
139			97			
140			106			
141			125			
142			120			
143			155			
144			171			
145			173			
146			183			
147			131			
148			157			
149			137			
150			94			
151			48			
152			49			
153			15			
154			13			
155			4			
156			4			
157			11			
計			7,373	118	530	504
					合計	8,525

学校栄養職員給料表  
 (中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40				1	
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85				1	
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計				2	
				合計	2

特定任期付職員

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員

号給	
1	
2	
3	1
4	
5	1
6	
7	
計	2

行政職給料表（企業庁）

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11			1							
12										
13		3								
14										
15										
16										
17		2								
18										
19			1							
20		1								
21	1	4	1							
22										
23			3							
24			2							
25	1	1								
26										
27										
28										
29	4	1	2							
30		1								
31			2							
32										
33	3		1				1			
34			1							
35			1				1			
36										
37	1			1			1			
38										
39			1				1			
40			1	1						
41	1		1							
42				1			1			
43				2				1		
44				1						
45				2						
46			1	1						
47			1							
48				2						
49				7			1			
50			1							
51			2	3		1				
52			1							
53			3	1						
54				1	2					
55				2		1				
56						1				
57										
58				1		1				
59				3						
60				2	1					
61				4		2	1			
62					2					
63				3	2	2				
64										

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65					1		3				
66											
67					3	2	3				
68						1	1				
69					1	4					
70						3					
71						2					
72						2	1				
73						5	3				
74					1						
75					3	1	3				
76											
77							2				
78						1					
79						3	1				
80						1	1				
81						1					
82						1					
83						3					
84						2					
85											
86						1					
87						3					
88											
89						1					
90						3					
91						2					
92											
93						1					
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
特											
計		11	13	27	47	50	26	7	1		
										合計	182

行政職給料表（病院事業庁）

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18			1							
19										
20										
21		1								
22										
23										
24			1							
25										
26			2							
27			1							
28										
29			1							
30		1	1							
31										
32										
33	1	1						1		
34										
35										
36										
37										
38				1						
39										
40										
41	1		2							
42										
43										
44							1			
45										
46										
47										
48				1		1				
49				2						
50										
51										
52										
53				2						
54										
55					1					
56										
57				2						
58										
59										
60					1					
61										
62				1	1					
63				1						
64					1	1				

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65											
66											
67					1						
68							1				
69						1					
70						1	1				
71						1					
72											
73				1		1					
74											
75											
76											
77											
78											
79						2					
80							1				
81											
82											
83						1					
84											
85											
86											
87						1					
88											
89						1					
90											
91						2					
92											
93											
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
特											
計		2	3	10	11	15	5	1	1		
										合計	48

医療職給料表（一）（病院事業庁）

給 号	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10		1		
11				
12				
13		1		
14				
15				
16				
17	1			
18				
19				
20				
21	1	1		
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32		1		
33		2		
34				
35				
36				
37				
38		1		1
39				
40				1
41		1		
42				1
43				
44				
45				
46				
47				
48		1		

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級
49				1
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				1
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	2	9		5
			合計	16

医療職給料表（二）（病院事業庁）

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12		1				
13						
14						
15						
16						
17		1				
18						
19						
20					1	
21						
22						
23						
24					1	
25				1		
26						
27						
28						
29						
30				1		
31					1	
32						
33				1		
34				1		
35						1
36				2		
37					2	2
38						
39						1
40						
41				1		
42						
43						1
44					2	
45				1		
46						1
47						
48						
49				1		
50						
51						
52				1		1
53						3
54						
55						
56						

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計		2	10	5	4	8
					合計	29

医療職給料表（三）（病院事業庁）

号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10			1			
11						
12						
13		1		1		
14						
15						
16						
17			1			
18			1			
19		1	1			
20						
21		1	1			
22		1	1			
23					1	
24			1			
25		1		1		1
26			1			
27			2		1	
28			1			
29		1	2	1		
30			2	1	1	
31			4		1	
32						
33		1	1	2		
34		1	1	1	1	
35				1		
36		1		2		
37		2	3			
38				2		
39			2	1		
40			1	2		
41		2	1		1	
42			1	4		1
43			1		1	
44		2	3	2		
45		1			1	
46		1			1	
47				2		1
48		1		1	1	
49		1		1	2	1
50			1		1	
51			2			
52		1			1	1
53					1	1
54						1
55		1		1		1
56						
57		2			2	2
58					1	
59					1	
60				1	1	
61				2		
62		1				1
63					5	1
64						
65					4	
66			1		1	
67		1			1	1
68					2	1
69						2
70					1	
71					1	
72						
73					1	
74						
75				1		
76						
77		1				
78			1			
79					2	
80					2	
81					2	
82						
83					2	
84						

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85							
86							
87						2	
88							
89							
90						1	
91							
92							
93						3	
94							
95							
96					2		
97							
98			1				
99							
100							
101							
102					1		
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計			27	38	33	50	16
						合計	164

現業職員給料表（知事部局等）

号給	級	1級	2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19				1	
20					
21				1	
22				1	
23					
24			1		
25				1	
26					
27					
28			1		
29					
30					
31					
32			1	1	
33					
34				1	
35					
36					
37					
38			1		
39				1	
40					
41					
42			1		
43					
44				3	
45					
46					
47					
48					
49				1	
50				1	
51					
52					
53					
54				2	
55				1	
56			1		
57					
58				1	
59				2	
60					
61				1	
62					
63					
64					
65				1	
66				4	
67					
68					
69				1	
70				2	
71				2	
72				2	

号給	級	1級	2級	3級	4級
73				2	
74				4	
75				4	
76				3	1
77				3	1
78				2	1
79				2	
80				10	2
81				5	
82				6	4
83				2	2
84				4	4
85				1	3
86				3	
87				3	3
88				4	4
89				6	7
90				2	3
91					3
92				1	3
93				3	6
94				8	7
95				3	4
96				4	1
97				7	6
98				5	2
99				8	
100				4	3
101				2	1
102				5	3
103				3	1
104				3	
105				6	3
106				2	5
107				4	3
108				2	4
109				2	4
110				2	1
111				3	
112				1	
113				1	
114				2	
115				2	
116				1	
117					
118				2	
119					
120				1	
121				1	
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134				1	
135					
136					
137				4	
計			6	190	95
				合 計	291

現業職員給料表（企業庁）

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				

号給	級	1級	2級	3級	4級
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					1
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					1
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
計					2
				合 計	2

現業職員給料表 (病院事業庁)

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33			1	
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				

号給	級	1級	2級	3級	4級
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					1
88					1
89					
90				1	
91				1	
92					1
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101				1	
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					1
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
計				4	4
				合計	8

再任用職員

フルタイム勤務職員

級	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
給料表												
行政職	88				88							
公安職	7				1		6					
研究職	2				2							
医療職（一）	—											
医療職（二）	4					4						
医療職（三）	2				1		1					
高等学校等教育職	137	24	113									
中学校・小学校教育職	102		102									
学校栄養職員	—											
合計	342											

行政職（企業庁）	—											
行政職（病院事業庁）	1				1							
医療職（一）（病院事業庁）	—											
医療職（二）（病院事業庁）	—											
医療職（三）（病院事業庁）	2				2							
現業職員（知事部局等）	42				42							
現業職員（企業庁）	—											
現業職員（病院事業庁）	1				1							

総計	388
----	-----

短時間勤務職員

級	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9	10
給料表												
行政職	75		1		74							
公安職	25					2	19	1	3			
研究職	4				4							
医療職（一）	—											
医療職（二）	9					9						
医療職（三）	1						1					
高等学校等教育職	98	4	94									
中学校・小学校教育職	216		216									
学校栄養職員	—											
合計	428											

行政職（企業庁）	1				1							
行政職（病院事業庁）	—											
医療職（一）（病院事業庁）	—											
医療職（二）（病院事業庁）	1					1						
医療職（三）（病院事業庁）	—											
現業職員（知事部局等）	1				1							
現業職員（企業庁）	—											
現業職員（病院事業庁）	—											

総計	431
----	-----

（注）該当人員0の級は空欄とした。

第6表 給料表別、級別、年齢別職員数

行政職給料表

(単位 人)

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18	9										9
19	9										9
20	14										14
21	11										11
22	64										64
23	78	1									79
24	83										83
25	29	61									90
26	14	79									93
27	9	80									89
28	7	102									109
29	2	94									96
30		11	80								91
31		10	69								79
32	4	5	58			1					68
33	1	4	68								73
34		3	83			2					88
35		1	68	1		1					71
36			65				2				67
37		3	58								61
38			95								95
39			60	43	1			1			105
40			15	93							108
41			11	92							103
42			4	127		1					132
43			8	157							165
44			7	155	3						165
45			1	97	125						223
46			12	82	120	1	1				216
47			5	30	170						205
48			8	24	172						204
49			4	18	186	7					215
50			2	20	129	12					163
51			3	29	129	26					187
52			3	13	133	49	4				202
53			26	89	67	8		1			191
54			1	11	5	123	13	1			154
55			2	14	12	109	30	8			175
56			1	11	7	103	25	6	4		157
57			1	8	10	66	28	6	6	1	126
58			4	17	13	67	38	7	5		151
59			2	8	11	49	16	8	5		99
60											
61~											
計	334	454	798	1,076	1,315	684	165	38	20	1	4,885

公安職給料表

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
18	19									19
19	34									34
20	32									32
21	26									26
22	76									76
23	13	58								71
24	4	60	1							65
25	3	72	1							76
26	3	74	4							81
27	1	58	21							80
28	1	70	25	1						97
29	1	85	24	3			1			114
30	3	68	37	8						116
31	2	36	49	10						97
32		17	74	22						113
33		14	67	19						100
34		8	67	35						110
35		4	70	36	1					111
36		5	65	54	6					130
37		3	44	39	3					89
38			47	49	4					100
39		1	28	51	14	2				96
40			6	54	7	1				68
41			6	41	18	6	1			72
42			6	67	23	5				101
43			7	35	18	7				67
44			13	43	24	7				87
45			5	28	17	1	2			53
46			2	23	16	6	4			51
47			3	13	11	5	1			33
48			5	12	22	8	2			49
49			2	13	32	4	1			52
50			1	8	11	6	1	3		30
51				21	24	6	3			54
52				19	21	4	8	3		55
53				18	25	8	6	2		59
54				17	18	2	9	5		51
55				9	26	11	6	3	1	56
56				19	30	6	8	3	3	69
57				13	28	4	9	6	2	62
58				12	19	10	5	7	3	56
59				21	20	6	5	2	4	58
60										
61~										
計	218	633	680	813	438	115	72	34	13	3,016

研究職給料表

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
18						
19						
20						
21						
22		1				1
23						
24		2				2
25		4				4
26		4				4
27		5				5
28		9				9
29		6				6
30		4				4
31		6				6
32		3				3
33		7	1			8
34		2	1			3
35		2	4			6
36			4			4
37			4			4
38			3			3
39			7			7
40			5			5
41			9			9
42			7			7
43			8			8
44			2	5		7
45			2	7		9
46				7		7
47				1		1
48				10	1	11
49				1	10	11
50				1	6	7
51					5	5
52					8	8
53					9	9
54					7	7
55					7	7
56					4	4
57					4	4
58					3	3
59					3	3
60						
61~						
計		55	57	32	67	211

医療職給料表 (一)

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26	1				1
27					
28	2				2
29	2				2
30	1	1			2
31	1	2			3
32					
33		1			1
34					
35		1			1
36					
37					
38					
39		1			1
40		1	1		2
41				1	1
42					
43			3		3
44					
45					
46					
47				1	1
48					
49					
50					
51					
52			1		1
53		1	1	1	3
54					
55			1	1	2
56			1		1
57					
58					
59				1	1
60				2	2
61~				6	6
計	7	8	8	13	36

医療職給料表（二）

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22		3					3
23		1					1
24		3					3
25	1	6					7
26		3					3
27		4	1				5
28		1	1				2
29			2				2
30		2	4				6
31			5				5
32			4				4
33		1	4				5
34			5				5
35			7				7
36				1			1
37			1	2			3
38			3	1			4
39				2			2
40				5			5
41				8			8
42				7			7
43				6			6
44					6	1	7
45				2	3	3	8
46					2	5	7
47					2	5	7
48						2	2
49				1		2	3
50						9	9
51					1	7	8
52						5	5
53						5	5
54						2	2
55						1	1
56						4	4
57						4	4
58						2	2
59				1		3	4
60							
61～							
計	1	24	37	36	14	60	172

医療職給料表（三）

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22		2					2
23		5					5
24		4					4
25		3					3
26		3					3
27		4					4
28		2	1				3
29							
30							
31							
32			1				1
33		1					1
34							
35							
36			1				1
37							
38		1		2	1		4
39				3	1		4
40				2			2
41		2	1	3			6
42				3	2		5
43		1		3	2		6
44			1	1	2		4
45				1	2		3
46					4		4
47					2	1	3
48				1	1	2	4
49				3	3	2	8
50						1	1
51			1		3	1	5
52					1	5	6
53					3	3	6
54					3		3
55			1			2	3
56					2	4	6
57						5	5
58					1	4	5
59						2	2
60						1	1
61～							
計		28	8	22	33	33	124

高等学校等教育職給料表

級 年齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22		11				11
23	2	14				16
24	4	32				36
25	1	38				39
26	4	54				58
27	2	66				68
28	5	64				69
29		74				74
30	9	54				63
31	7	62				69
32	5	44				49
33	3	61				64
34	2	59				61
35	10	58				68
36	2	57				59
37	3	71				74
38	2	61				63
39	2	81				83
40		87				87
41	1	97				98
42	3	105				108
43	2	83				85
44	3	106				109
45		103	3			106
46	1	95				96
47	1	97	2			100
48		107	2	4		113
49		109	1	8		118
50	1	118		5		124
51		130	3	13	1	147
52	1	144		15	1	161
53		132		14	5	151
54	1	183	1	9	7	201
55		149		8	13	170
56		137	1	11	10	159
57		116	1	7	12	136
58		101	1	6	11	119
59	1	105		1	10	117
60						
61~						
計	78	3,265	15	101	70	3,529

中学校・小学校教育職給料表

級 年齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22		130				130
23		178				178
24		218				218
25		214				214
26		243				243
27		230				230
28		239				239
29		232				232
30		175				175
31		173				173
32		147				147
33		195				195
34		162				162
35		166				166
36		158	1			159
37		150				150
38		173				173
39		169	1			170
40		140	1			141
41		157				157
42		165	3			168
43		139	1			140
44		196	5			201
45		186	10			196
46		201	11	1		213
47		203	14			217
48		230	11	6		247
49		254	10	22	1	287
50		198	14	30		242
51		181	13	44	2	240
52		233	7	62	7	309
53		237	5	73	12	327
54		211	2	75	18	306
55		220	3	72	47	342
56		220	3	52	68	343
57		223	2	39	106	370
58		217		31	130	378
59		210	1	23	113	347
60						
61~						
計		7,373	118	530	504	8,525

学校栄養職員給料表							特定任期付職員		合 計	
級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計	年齢		年 齢	人 員
18							18		18	28
19							19		19	43
20							20		20	46
21							21		21	37
22							22		22	287
23							23		23	350
24							24		24	411
25							25		25	433
26							26		26	486
27							27		27	481
28							28		28	530
29							29		29	526
30							30		30	457
31							31		31	432
32							32		32	385
33							33		33	447
34							34	1	34	430
35							35		35	430
36							36		36	421
37							37		37	381
38							38		38	442
39							39		39	468
40							40		40	419
41							41		41	454
42				1		1	42		42	529
43							43		43	480
44							44		44	580
45							45		45	598
46							46		46	594
47							47		47	567
48							48		48	630
49							49		49	694
50							50		50	576
51							51		51	646
52							52		52	747
53							53		53	751
54							54		54	724
55							55		55	756
56							56		56	743
57							57		57	707
58							58		58	714
59				1		1	59		59	632
60							60		60	3
61~							61~	1	61~	7
計				2		2	計	2	計	20,502

行政職給料表（企業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18											
19											
20											
21	1										1
22	4										4
23	3										3
24	1										1
25		3									3
26	1	2									3
27		3									3
28	1	3									4
29		2									2
30			1								1
31			1								1
32			3								3
33			3								3
34			3								3
35			3								3
36			2								2
37			1								1
38			6								6
39			4	3							7
40				6							6
41				8							8
42				7							7
43				9							9
44				8							8
45				2	6						8
46				4	3						7
47					10						10
48					9						9
49					5						5
50					7	2					9
51						3					3
52					4	3					7
53					5	3	1				9
54					1	6					7
55						4	1				5
56							3				3
57						2	1				3
58						2	1				3
59						1		1			2
60											
61～											
計	11	13	27	47	50	26	7	1			182

行政職給料表（病院事業庁）

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18											
19											
20											
21											
22											
23	1										1
24											
25											
26	1										1
27		1									1
28											
29		1									1
30			1								1
31											
32		1	1								2
33			1								1
34			2								2
35											
36			1								1
37			1								1
38			2								2
39											
40				1							1
41				4							4
42				1							1
43				2							2
44											
45			1	1	1						3
46					2						2
47					3						3
48											
49					4						4
50				1							1
51					1						1
52					1	1					2
53					2						2
54						1					1
55				1			1				2
56						1		1			2
57						1					1
58					1						1
59						1					1
60											
61~											
計	2	3	10	11	15	5	1	1			48

医療職給料表（一）（病院事業庁）

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29	1				1
30					
31					
32		1			1
33	1	1			2
34					
35		1			1
36					
37		1			1
38					
39		1			1
40		2			2
41		1			1
42					
43					
44					
45					
46					
47				1	1
48					
49					
50					
51		1		1	2
52				1	1
53					
54					
55					
56				1	1
57					
58					
59				1	1
60					
61~					
計	2	9		5	16

医療職給料表（二）（病院事業庁）

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24		1					1
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31			2				2
32							
33		1	1				2
34							
35			3				3
36			3				3
37			1	1			2
38							
39				1			1
40				2			2
41				1			1
42							
43							
44							
45					3		3
46							
47						1	1
48						1	1
49					1	1	2
50							
51						2	2
52							
53							
54						1	1
55							
56							
57						1	1
58						1	1
59							
60							
61～							
計		2	10	5	4	8	29

医療職給料表（三）（病院事業庁）

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22		1					1
23							
24		1					1
25		3					3
26		1					1
27							
28		1	1				2
29		1	1				2
30		1	1				2
31		1	3				4
32		2	1				3
33		1	5				6
34		1	1	1			3
35		2	1	1			4
36		2	4	3			9
37		1	2	2			5
38		1	3	2			6
39			2	2	2		6
40		1	1	6	1		9
41		1	1	1	2		5
42		1	3	2	1		7
43			2	1	1	1	5
44				1	3		4
45		2	1	1	5		9
46			2	1	1		4
47			1	1	4		6
48				1	6		7
49		1			3	1	5
50					1	2	3
51					3	5	8
52				2	3		5
53		1			4	2	7
54				1	1	2	4
55					4	1	5
56			2	2	2		6
57				1	2	1	4
58				1		1	2
59					1		1
60							
61～							
計		27	38	33	50	16	164

現業職員給料表（知事部局等）

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27		1			1
28		1			1
29		1			1
30					
31			2		2
32			1		1
33			1		1
34		1			1
35			1		1
36		1	1		2
37			1		1
38			1		1
39			1		1
40			6		6
41		1	7		8
42			6		6
43			11		11
44			13		13
45			12		12
46			15		15
47			19		19
48			16		16
49			10		10
50			8		8
51			13		13
52			23		23
53			15		15
54				14	14
55			1	12	13
56			1	19	20
57			2	15	17
58			2	20	22
59			1	15	16
60					
61~					
計		6	190	95	291

現業職員給料表（企業庁）

年齢 \ 級	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55				1	1
56					
57				1	1
58					
59					
60					
61~					
計				2	2

現業職員給料表（病院事業庁）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38			1		1
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47			1		1
48			1		1
49			1		1
50					
51					
52					
53					
54				1	1
55					
56				1	1
57					
58				1	1
59				1	1
60					
61～					
計			4	4	8

総 計

年 齢	人 員
18	28
19	43
20	46
21	38
22	292
23	354
24	414
25	439
26	491
27	486
28	537
29	533
30	461
31	441
32	395
33	462
34	439
35	442
36	438
37	392
38	458
39	484
40	445
41	481
42	550
43	507
44	605
45	633
46	622
47	608
48	664
49	721
50	597
51	675
52	785
53	784
54	752
55	782
56	776
57	734
58	744
59	654
60	3
61～	7
計	21, 242

## 再任用職員

## フルタイム勤務職員

給料表	年齢	計	60	61	62	63	64
行政職		88	35	32	10	4	7
公安職		7		2	5		
研究職		2	2				
医療職（一）		—					
医療職（二）		4	2	1	1		
医療職（三）		2		1		1	
高等学校等教育職		137	50	42	17	12	16
中学校・小学校教育職		102	53	30	11	8	
学校栄養職員		—					
合計		342	142	108	44	25	23
行政職（企業庁）		—					
行政職（病院事業庁）		1	1				
医療職（一）（病院事業庁）		—					
医療職（二）（病院事業庁）		—					
医療職（三）（病院事業庁）		2	1				1
現業職員（知事部局等）		42	12	11	8	5	6
現業職員（企業庁）		—					
現業職員（病院事業庁）		1	1				
総計		388	157	119	52	30	30

## 短時間勤務職員

給料表	年齢	計	60	61	62	63	64
行政職		75	13	16	19	9	18
公安職		25	4	7	9	5	
研究職		4	1			3	
医療職（一）		—					
医療職（二）		9		3	2	1	3
医療職（三）		1		1			
高等学校等教育職		98	17	21	32	14	14
中学校・小学校教育職		216	75	59	39	24	19
学校栄養職員		—					
合計		428	110	107	101	56	54
行政職（企業庁）		1		1			
行政職（病院事業庁）		—					
医療職（一）（病院事業庁）		—					
医療職（二）（病院事業庁）		1			1		
医療職（三）（病院事業庁）		—					
現業職員（知事部局等）		1				1	
現業職員（企業庁）		—					
現業職員（病院事業庁）		—					
総計		431	110	108	102	57	54

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした



第7表 給料表別、級別、学歴別職員数

(単位 人)

給料表	学歴 級	大 学	短 大	高 校	中 学	計
		行	1	245	28	61
	2	401	21	32		454
	3	573	82	142	1	798
	4	621	162	292	1	1,076
	5	963	71	281		1,315
政	6	427	46	211		684
	7	158	3	4		165
	8	37		1		38
	9	18	2			20
	10	1				1
職	計	3,444	415	1,024	2	4,885
公	1	62	13	143		218
	2	447	34	152		633
	3	485	51	144		680
	4	493	41	277	2	813
	5	228	12	198		438
	6	60	4	51		115
	7	26	3	43		72
	8	13	1	20		34
	9	7	2	4		13
職	計	1,821	161	1,032	2	3,016
研	1					
	2	55				55
	3	54	3			57
	4	32				32
	5	64	3			67
職	計	205	6	—	—	211
医	1	7				7
療	2	8				8
	3	8				8
	4	13				13
職	計	36	—	—	—	36
医	1		1			1
	2	24				24
	3	35	2			37
	4	23	13			36
	5	12	2			14
	6	43	17			60
職	計	137	35	—	—	172
医	1					
	2	17	11			28
	3	2	6			8
	4	1	21			22
	5	5	27	1		33
	6	24	7	2		33
職	計	49	72	3	—	124
高	1	72	4	2		78
校	2	3,157	70	38		3,265
等	特2	15				15
教	3	101				101
育	4	69	1			70
職	計	3,414	75	40	—	3,529
中	1					
小	2	6,936	437			7,373
校	特2	117	1			118
教	3	523	7			530
育	4	500	4			504
職	計	8,076	449	—	—	8,525
学	1					
校	2					
栄	3					
養	4	1	1			2
職	5					
員	計	1	1	—	—	2
特	1	2				2
定	計	2				2
合	計	17,185	1,214	2,099	4	20,502

給料表		学歴	大 学	短 大	高 校	中 学	計
		級					
行	企 業	1	7		4		11
		2	12		1		13
		3	14	1	12		27
		4	28		19		47
		5	32	2	16		50
		6	16	1	9		26
		7	7				7
		8	1				1
		9					
		10					
政	庁	計	117	4	61	—	182
		1	2				2
		2	3				3
		3	9		1		10
		4	5	4	2		11
		5	10	1	4		15
		6	3	1	1		5
		7	1				1
		8	1				1
		9					
職	病 院	計	34	6	8	—	48
		1	2				2
		2	9				9
		3					
		4	5				5
		5	2				2
		6	4				4
		7	2				2
		8	2				2
		9					
医 療 職 (一)	事	計	16	—	—	—	16
		1					
		2	2				2
		3	3	7			10
		4	2	3			5
医 療 職 (二)	業	計	13	16	—	—	29
		1					
		2	7	20			27
		3	6	32			38
		4	3	27	3		33
医 療 職 (三)	庁	計	19	139	6	—	164
		1					
		2	7	20			27
		3	6	32			38
		4	3	27	3		33

現 業 員	知 事 部 局 等	1					
		2		4	2		6
		3	24	22	141	3	190
		4	6	13	69	7	95
		計	30	39	212	10	291
企 業 員	企 業 庁	1					
		2					
		3					
		4		1	1		2
		計	—	1	1	—	2
病 院 事 業 員	病 院 事 業 庁	1					
		2					
		3		1	3		4
		4		1	3		4
		計	—	2	6	—	8

総 計	17,414	1,421	2,393	14	21,242
-----	--------	-------	-------	----	--------

(注) 該当人員0の級は空欄とした。

第8表 扶養の状況

その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	扶 養 親 族 の あ る 職 員	うち扶養親族である	うち扶養親族で	うち配偶者・子
		配偶者を有する者	ある子を有する者	以外の扶養親族 を有する者
1 人	3,179 人	1,392 人	1,528 人	259 人
2 人	3,157	1,342	3,018	181
3 人	2,185	1,693	2,164	107
4 人	556	480	556	63
5 人	68	58	68	29
6人以上	13	13	13	1
計	9,158	4,978	7,347	640

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

(その2及びその3において同じ。)

2 企業庁職員、病院事業庁職員及び現業職員は含まない。

(その2、その3、第9表及び第10表において同じ。)

その2 扶養親族数

区 分	扶 養 親 族 数
扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者	4,978 人
配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 2 人 まで	12,403 人
うち配偶者のいない職員の扶養親族1人	419 人
そ の 他 の 扶 養 親 族	1,313 人
計	18,694 人

その3 扶養手当の状況

項目 給料表	手当受給者数	手当受給者 1人当たり 平均手当月額	平均扶養親族数
行政職	2,415人	20,668円	2.1人
公安職	1,764	20,291	2.2
研究職	126	21,167	2.2
医療職（一）	22	17,295	1.9
医療職（二）	63	16,508	1.7
医療職（三）	27	20,426	2.2
高校等教育職	1,665	19,647	2.0
中小校教育職	3,076	19,119	1.9
学校栄養職員	—	—	—
特定期付職員	—	—	—
平均（計）	9,158	19,859	2.0

第9表 住居手当の状況

区分 給料表	手 受 給 者 当 数	うち配偶者の居る 住家・借間	家賃等負担の額 平均	手当受給者 1人当り 月額	うち配偶者の居る 住家・借間
行政職	832人	—	53,876円	24,986円	—
公安職	1,159	1	32,166	16,032	13,500
研究職	61	—	55,214	25,197	—
医療職（一）	13	—	60,590	24,946	—
医療職（二）	37	—	54,474	25,486	—
医療職（三）	13	—	57,115	26,346	—
高等学校等教育職	832	—	51,486	24,419	—
中学校・小学校教育職	1,592	—	53,753	25,577	—
学校栄養職員	1	—	64,000	27,000	—
特定任期付職員	—	—	—	—	—
計	4,540	1	47,906	22,814	13,500

第10表 通勤手当の状況

区 分	交通機関利用者		交通用具使用者		併 用 者		計		交通機関利用者 1人当たり 運賃等負担額
	人 員	手当受給者 1人当たり 手当月額							
行政職	1,153人	14,236円	2,449人	9,846円	413人	24,606円	4,015人	12,625円	16,949円
公安職	126	14,163	2,043	8,406	23	26,238	2,192	8,924	16,027
給 研 究 職	25	20,553	142	11,462	19	40,844	186	15,685	29,315
料 医 療 職 (一)	1	5,760	16	7,113	2	38,891	19	10,386	27,847
医 療 職 (二)	23	17,752	111	11,691	10	38,590	144	14,527	24,066
医 療 職 (三)	10	15,538	90	8,532	4	37,649	104	10,326	21,856
高 校 等 教 育 職	129	17,832	3,006	9,557	96	37,923	3,231	10,730	26,407
中 小 校 教 育 職	102	16,439	7,726	7,168	69	30,328	7,897	7,490	22,057
学 校 栄 養 職 員	—	—	2	4,100	—	—	2	4,100	—
特 定 任 期 付 職 員	—	—	1	3,000	—	—	1	3,000	—
計	1,569	14,824	15,586	8,290	636	28,128	17,791	9,576	18,646
平均利用距離	24.1 km		12.8 km		41.1 km		14.8 km		
平均通勤所要時間	49.4 分		27.8 分		60.5 分		30.9 分		

(注) 1 「平均利用距離」には、徒歩の距離は含まれていない。

2 「交通機関利用者1人当たり運賃等負担額」には、「併用者」の交通機関利用者を含む。

3 交通機関利用者に係る支給額及び負担額は、1箇月当たりの運賃等の月額とした。



## Ⅱ 民間給与関係資料

民間給与関係資料としての各表は、平成 29 年  
職種別民間給与実態調査に基づいて作成したものである。



# 平成29年職種別民間給与実態調査の概要

## 1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成29年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

## 2 調査機関

三重県人事委員会及び人事院

## 3 調査の範囲

### (1) 調査対象事業所

企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模 50人以上の県内の民間事業所 780 事業所

### (2) 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種、合計 76 職種

## 4 調査対象の抽出

### (1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から164事業所を層化無作為抽出法により抽出したが、調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

### (2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種についてこれに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

### (3) 調査実人員

7,492人(うち初任給関係職種 401人)であるが、行政職に相当する調査実人員は、6,812人(うち初任給関係職種 379人)である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は54,014人であり、うち行政職に相当するものは44,635人である。

## 5 集 計

(1) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(2) 調査結果は、本委員会が集計し、一部については、人事院を通じて独立行政法人統計センターに依頼して集計した。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産業	企業規模	規 模 計	規 模		
			500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
産 業 計		143	59	53	31
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、 砂利採取業、建設業		5	3	2	—
製 造 業		90	40	32	18
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業		17	6	5	6
卸 売 業 ， 小 売 業		3	—	2	1
金 融 業 ， 保 険 業 、 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業		3	1	2	—
教 育 ， 学 習 支 援 業 、 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業		25	9	10	6

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が21あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
			円	円	円	円
事務・ 技術 関係	新卒事務員・技術者計	大学卒	200,082	201,462	197,859	198,855
		短大卒	177,718	※ 187,161	※ 165,058	※ 175,800
		高校卒	164,306	166,333	160,073	※ 160,250
	新卒事務員	大学卒	201,338	202,859	198,864	※ 202,080
		短大卒	※ 153,759	—	※ 153,759	—
		高校卒	162,143	165,806	157,924	X
	新卒技術者	大学卒	197,491	198,768	195,041	※ 196,167
		短大卒	184,339	※ 187,161	※ 180,047	※ 175,800
		高校卒	166,011	166,628	163,763	※ 165,000
そ の 他	新卒高等学校教諭	大学卒	X	—	X	—
	準新卒医師	大学卒	—	—	—	—
	準新卒薬剤師	大学卒	※ 209,200	※ 209,200	—	—
	新卒栄養士	短大卒	—	—	—	—
	準新卒看護師	養成所卒	221,008	223,073	X	—
	準新卒准看護師	養成所卒	※ 225,000	—	※ 225,000	—

- (注) 1 「X」は、調査実人員1人であることを示す。  
 2 「※」は、調査実人員10人以下であることを示す。  
 3 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。  
 4 「準新卒」とは、平成28年度中に資格免許を取得し、平成29年4月までの間に採用された場合をいう。

第13表 職種別、企業規模別、学歴別給与額

その1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
事務	支店長	9	52.7	563,762	39	563,723	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	52.4	552,271	0	552,271	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	5	51.8	566,823	69	566,754	
技	工場長	16	50.5	680,919	6,806	674,113	構成員50人以上の工場(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	13	50.2	694,259	0	694,259	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	3	51.7	632,535	31,490	601,045	
術	事務部長	174	52.3	612,961	1,714	611,247	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	130	51.9	606,652	564	606,088	
	短大卒	11	53.7	554,167	412	553,755	
	高校卒	33	53.0	657,981	6,481	651,500	
関	技術部長	177	51.7	675,580	2,645	672,935	同 上
	大学卒	127	51.9	708,683	595	708,088	
	短大卒	10	50.4	622,555	768	621,787	
	高校卒	40	51.4	595,237	8,672	586,565	
係	事務部次長	48	52.8	587,745	405	587,340	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)
	大学卒	42	52.8	590,916	336	590,580	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	6	53.1	564,286	910	563,376	
職	中学卒	—	—	—	—	—	

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう。(以下(2)から(4)において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	技術部次長	109	50.5	600,497	1,304	599,193	前記事務部次長の備考欄参照
	大学卒	83	50.0	611,537	1,336	610,201	
	短大卒	4	52.9	620,565	0	620,565	
	高校卒	21	51.5	556,413	714	555,699	
	中学卒	1	X	X	X	X	
・	事務課長	297	48.7	535,957	5,851	530,106	2係以上若しくは構成員10人以上の課の長または職能資格等が当該課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
	大学卒	176	47.6	537,649	2,202	535,447	
	短大卒	17	49.8	526,923	9,952	516,971	
	高校卒	103	50.1	533,769	11,235	522,534	
	中学卒	1	X	X	X	X	
技術	技術課長	461	47.3	559,392	13,666	545,726	同上
	大学卒	241	46.6	581,682	9,889	571,793	
	短大卒	44	47.2	529,749	6,574	523,175	
	高校卒	175	48.4	536,425	20,913	515,512	
	中学卒	1	X	X	X	X	
関	事務課長代理	100	46.2	474,657	37,863	436,794	上記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等がこれらの者と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職または中間職（課長一係長間）
	大学卒	69	44.3	470,149	40,802	429,347	
	短大卒	6	50.1	488,585	90,841	397,744	
	高校卒	24	50.6	481,411	18,681	462,730	
	中学卒	1	X	X	X	X	
係	技術課長代理	156	46.7	512,981	42,111	470,870	同上
	大学卒	71	43.1	491,176	28,685	462,491	
	短大卒	16	49.6	594,357	112,446	481,911	
	高校卒	69	49.7	518,795	41,528	477,267	
	中学卒	—	—	—	—	—	
職 種	事務係長	365	48.5	471,123	43,777	427,346	係の長及び係長級専門職
	大学卒	156	44.0	420,954	43,275	377,679	
	短大卒	31	43.4	399,999	43,228	356,771	
	高校卒	174	51.1	501,396	44,638	456,758	
	中学卒	4	52.3	484,335	23,457	460,878	

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。  
(以下(2)から(4)において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	技術係長	475	48.3	519,706	81,677	438,029	前記事務係長の備考欄参照
	大学卒	135	46.7	549,448	112,985	436,463	
	短大卒	28	44.8	495,508	76,412	419,096	
	高校卒	309	49.2	510,145	70,414	439,731	
	中学卒	3	51.1	456,954	8,118	448,836	
技 術 関 係	事務主任	392	40.4	392,843	52,224	340,619	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長一係員間）
	大学卒	206	36.7	388,954	56,042	332,912	
	短大卒	40	42.1	368,973	53,924	315,049	
	高校卒	145	45.2	403,876	46,433	357,443	
	中学卒	1	X	X	X	X	
職 種	技術主任	612	43.2	465,206	83,493	381,713	同 上
	大学卒	209	40.2	471,723	93,559	378,164	
	短大卒	40	42.7	469,934	98,423	371,511	
	高校卒	357	45.3	460,743	74,821	385,922	
	中学卒	6	52.6	411,932	41,849	370,083	
職 種	事務係員	1,445	37.0	307,645	34,326	273,319	
	大学卒	591	33.6	314,767	39,480	275,287	
	短大卒	187	39.0	290,294	30,671	259,623	
	高校卒	660	39.3	306,427	30,795	275,632	
	中学卒	7	48.1	270,627	24,659	245,968	
職 種	技術係員	1,597	33.5	335,320	48,889	286,431	
	大学卒	589	33.6	356,787	60,693	296,094	
	短大卒	200	35.8	358,835	63,094	295,741	
	高校卒	797	32.8	316,905	39,134	277,771	
	中学卒	11	51.6	490,974	76,854	414,120	

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。  
(以下(2)から(4)において同じ。)

## (2) 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支店長	5	53.4	558,245	78	558,167	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	51.4	581,012	0	581,012	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	2	52.6	522,283	202	522,081	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	工場長	12	53.1	749,679	9,744	739,935	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	10	53.5	768,289	0	768,289	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	51.5	675,929	48,359	627,570	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務部長	85	51.3	711,004	413	710,591	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	71	51.3	685,762	275	685,487	
	短大卒	2	49.0	854,764	0	854,764	
	高校卒	12	51.7	840,564	1,291	839,273	
	中学卒	—	—	—	—	—	
職 種	技術部長	125	52.2	739,165	900	738,265	同 上
	大学卒	107	52.4	749,162	597	748,565	
	短大卒	7	51.8	677,111	41	677,070	
	高校卒	11	50.6	679,647	4,180	675,467	
	中学卒	—	—	—	—	—	
種	事務部次長	36	53.8	624,866	226	624,640	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)
	大学卒	31	53.5	630,000	78	629,922	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	5	55.8	590,758	1,204	589,554	
	中学卒	—	—	—	—	—	
種	技術部次長	89	50.5	619,718	1,180	618,538	同 上
	大学卒	73	50.1	623,671	1,438	622,233	
	短大卒	4	52.9	620,565	0	620,565	
	高校卒	12	51.8	599,415	268	599,147	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	198	49.0	581,804	5,861	575,943	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	125	48.2	581,162	2,505	578,657	
	短 大 卒	4	50.9	608,962	237	608,725	
	高 校 卒	68	50.3	580,483	12,308	568,175	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
	技術課長	341	47.8	606,572	15,735	590,837	同 上
	大 学 卒	197	47.1	616,020	9,136	606,884	
	短 大 卒	25	48.1	585,844	11,066	574,778	
	高 校 卒	119	48.9	594,443	28,489	565,954	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	—
事務課長代理	47	47.5	485,805	19,216	466,589	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）	
大 学 卒	32	45.4	478,011	20,164	457,847		
短 大 卒	3	49.8	453,322	38,568	414,754		
高 校 卒	11	52.9	512,240	12,426	499,814		
中 学 卒	1	X	X	X	X	X	
技術課長代理	125	46.5	519,663	42,608	477,055	同 上	
大 学 卒	63	42.6	494,551	25,913	468,638		
短 大 卒	15	50.3	599,197	106,413	492,784		
高 校 卒	47	51.0	532,422	47,824	484,598		
中 学 卒	—	—	—	—	—	—	
事務係長	224	50.8	510,978	47,414	463,564	係の長及び係長 級専門職	
大 学 卒	71	49.3	496,131	56,010	440,121		
短 大 卒	18	43.8	471,856	65,351	406,505		
高 校 卒	132	51.5	517,222	44,827	472,395		
中 学 卒	3	54.8	504,677	24,807	479,870	479,870	
技術係長	338	49.5	551,600	86,783	464,817	同 上	
大 学 卒	94	48.6	587,824	125,173	462,651		
短 大 卒	19	44.7	522,096	77,299	444,797		
高 校 卒	223	50.1	540,152	73,223	466,929		
中 学 卒	2	52.5	465,252	4,968	460,284	460,284	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）	
	219	41.7	427,108	52,627	374,481		
	大学卒	107	37.5	429,198	57,848		371,350
	短大卒	17	39.7	404,986	55,964		349,022
	高校卒	94	46.6	428,703	46,493		382,210
中学卒	1	X	X	X	X		
技 術 主任	464	43.5	479,911	85,768	394,143	同 上	
	大学卒	167	40.1	483,662	97,400		386,262
	短大卒	25	43.3	493,688	104,809		388,879
	高校卒	268	45.9	475,990	74,947		401,043
	中学卒	4	54.8	436,006	46,284		389,722
事 務 係 員	724	36.7	331,783	39,800	291,983		
	大学卒	313	33.5	338,087	45,440		292,647
	短大卒	90	38.1	303,384	33,982		269,402
	高校卒	321	39.6	333,098	35,711		297,387
	中学卒	—	—	—	—		—
技 術 係 員	1,056	32.6	337,768	49,924	287,844		
	大学卒	375	33.6	367,996	63,880		304,116
	短大卒	134	36.5	388,434	74,199		314,235
	高校卒	539	31.1	311,853	38,371		273,482
	中学卒	8	51.3	505,911	76,616		429,295

## (3) 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務	支店長	4	52.0	569,367	0	569,367	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	X	X	X	X	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	3	51.3	590,059	0	590,059	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	工場長	4	44.5	521,663	0	521,663	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	3	42.0	511,707	0	511,707	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	事務部長	74	53.1	546,678	1,843	544,835	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	49	52.6	540,262	299	539,963	
	短大卒	8	54.0	499,531	500	499,031	
	高校卒	17	54.0	587,858	6,904	580,954	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 関	技術部長	34	51.3	555,856	5,557	550,299	同 上
	大学卒	12	50.3	522,397	0	522,397	
	短大卒	2	46.8	550,468	0	550,468	
	高校卒	20	52.4	577,012	9,509	567,503	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事 務 係	事務部次長	7	52.3	520,979	0	520,979	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)
	大学卒	6	53.5	526,910	0	526,910	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	1	X	X	X	X	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術 係	技術部次長	9	49.8	531,969	0	531,969	同 上
	大学卒	7	49.2	538,384	0	538,384	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	52.3	508,445	0	508,445	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	事務課長	81	48.2	466,883	4,322	462,561	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大学卒	42	46.9	464,637	301	464,336	
	短大卒	7	49.9	486,408	1,606	484,802	
	高校卒	32	49.6	465,707	10,313	455,394	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技術	技術課長	84	46.0	434,937	7,867	427,070	同 上
	大学卒	31	44.0	426,786	9,274	417,512	
	短大卒	12	46.9	457,826	30	457,796	
	高校卒	41	47.3	434,302	9,130	425,172	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	44	45.6	476,278	53,019	423,259	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）
	大学卒	30	43.8	475,193	57,871	417,322	
	短大卒	2	49.2	533,136	167,437	365,699	
	高校卒	12	49.6	469,777	22,825	446,952	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事務 ・ 技術 関 係 職 種	技術課長代理	19	47.0	481,318	32,029	449,289	同 上
	大学卒	4	46.5	464,555	45,227	419,328	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	14	47.5	481,938	19,816	462,122	
	中学卒	—	—	—	—	—	
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務係長	116	41.4	351,171	31,412	319,759	係の長及び係長 級専門職
	大学卒	76	39.6	355,416	30,968	324,448	
	短大卒	9	42.2	245,874	7,534	238,340	
	高校卒	30	46.5	373,762	40,919	332,843	
	中学卒	1	X	X	X	X	
事務 ・ 技術 関 係 職 種	技術係長	81	45.2	402,759	60,868	341,891	同 上
	大学卒	17	42.1	432,184	72,405	359,779	
	短大卒	3	43.4	411,244	36,842	374,402	
	高校卒	60	46.2	393,924	59,311	334,613	
	中学卒	1	X	X	X	X	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）	
	138	37.7	331,239	46,970	284,269		
	大学卒	87	35.2	334,203	52,792		281,411
	短大卒	15	43.8	328,646	47,744		280,902
	高校卒	36	41.6	324,295	30,858		293,437
中学卒	—	—	—	—	—	—	
技術主任	101	41.3	383,461	75,877	307,584	同 上	
	大学卒	29	40.7	373,067	63,622		309,445
	短大卒	12	41.1	390,964	82,186		308,778
	高校卒	58	41.5	389,174	82,856		306,318
	中学卒	2	45.9	335,564	27,782		307,782
事務係員	568	37.2	283,379	27,978	255,401		
	大学卒	221	33.8	286,485	31,847		254,638
	短大卒	77	39.4	280,191	28,228		251,963
	高校卒	265	39.0	281,978	24,806		257,172
	中学卒	5	48.5	273,384	26,865		246,519
技術係員	398	37.0	332,929	45,294	287,635		
	大学卒	145	34.1	336,994	53,443		283,551
	短大卒	48	34.7	285,268	33,295		251,973
	高校卒	204	39.7	342,291	41,920		300,371
	中学卒	1	X	X	X		X

## (4) 規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—		
	中学校卒	—	—	—	—	—	
	工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—			
中学校卒	—	—	—	—	—		
事務部長	15	51.7	534,512	8,974	525,538	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
大学卒	10	51.5	512,249	5,061	507,188		
短大卒	1	X	X	X	X		
高校卒	4	50.5	543,036	21,000	522,036		
中学校卒	—	—	—	—	—		
技術部長	18	49.0	542,421	7,406	535,015	同 上	
大学卒	8	48.4	557,019	2,000	555,019		
短大卒	1	X	X	X	X		
高校卒	9	49.3	538,595	12,144	526,451		
中学校卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	5	47.2	470,683	2,665	468,018	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)	
大学卒	5	47.2	470,683	2,665	468,018		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学校卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	11	50.7	462,892	4,364	458,528	同 上	
大学卒	3	49.0	465,450	2,667	462,783		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	7	50.3	454,047	2,286	451,761		
中学校卒	1	X	X	X	X		

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務	事務課長	18	47.5	490,186	17,141	473,045	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	9	44.1	440,890	12,449	428,441	
	短 大 卒	6	49.0	543,061	32,750	510,311	
	高 校 卒	3	54.7	532,323	0	532,323	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術課長	36	47.3	471,195	11,079	460,116	同 上
	大 学 卒	13	47.5	512,279	26,835	485,444	
	短 大 卒	7	44.3	477,256	4,571	472,685	
	高 校 卒	15	48.7	437,794	1,200	436,594	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
技 術 関	事務課長代理	9	44.4	402,265	10,062	392,203	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）
	大 学 卒	7	42.7	397,032	12,937	384,095	
	短 大 卒	1	X	X	X	X	
	高 校 卒	1	X	X	X	X	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係 種	技術課長代理	12	47.9	509,463	61,091	448,372	同 上
	大 学 卒	4	49.3	461,987	60,015	401,972	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	8	47.3	533,201	61,629	471,572	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係 種	事務係長	25	46.6	396,974	48,838	348,136	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	9	42.1	415,781	61,260	354,521	
	短 大 卒	4	44.8	446,585	10,950	435,635	
	高 校 卒	12	50.6	366,332	52,152	314,180	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
係 種	技術係長	56	40.7	386,864	64,996	321,868	同 上
	大 学 卒	24	37.0	377,986	62,108	315,878	
	短 大 卒	6	46.2	434,778	100,812	333,966	
	高 校 卒	26	42.9	384,001	59,397	324,604	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	事務主任	35	42.2	381,240	84,086	297,154	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）
	大 学 卒	12	40.9	388,197	66,749	321,448	
	短 大 卒	8	45.8	361,507	65,778	295,729	
	高 校 卒	15	41.3	386,199	107,720	278,479	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術主任	47	42.1	367,675	51,269	316,406	同 上
	大 学 卒	13	40.7	386,853	59,594	327,259	
	短 大 卒	3	38.7	364,231	37,629	326,602	
	高 校 卒	31	43.0	359,967	49,098	310,869	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務係員	153	37.6	274,657	32,594	242,063	
	大 学 卒	57	33.8	284,676	34,607	250,069	
	短 大 卒	20	42.7	266,239	23,765	242,474	
	高 校 卒	74	38.9	269,621	33,881	235,740	
	中 学 卒	2	46.5	259,628	15,856	243,772	
職 種	技術係員	143	33.1	297,186	47,380	249,806	
	大 学 卒	69	30.5	301,089	51,957	249,132	
	短 大 卒	18	29.8	265,091	41,004	224,087	
	高 校 卒	54	36.9	298,703	44,094	254,609	
	中 学 卒	2	51.0	413,365	34,780	378,585	

参考 行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表

級	対 応 民 間 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
10、9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長		
8級	事務課長・技術課長		
7級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
5級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長・技術課長
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3級	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

その2 その他の職種  
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成29年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)			
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	4	46.8	291,967	8,430	283,537	{ 見習、外国語の電話交換手 を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	3	51.0	309,733	0	309,733		
	守 衛	11	45.8	517,437	96,967	420,470		
	用 務 員	2	43.0	360,360	3,500	356,860		
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	5	60.4	884,717	0	884,717	役員を除く。	
	大 学 教 授	18	57.2	699,444	0	699,444		
	大 学 准 教 授	17	47.6	606,312	0	606,312		
	大 学 講 師	1	X	X	X	X		
	大 学 助 教	—	—	—	—	—		
高 等 学 校 職 種	高 等 学 校 校 長	2	64.0	655,382	0	655,382	同 上	
	高 等 学 校 教 頭	8	57.1	583,014	0	583,014		
	高 等 学 校 教 諭	79	41.2	439,244	0	439,244		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	5	50.6	963,184	0	963,184	{ 構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) { 2室(係)以上または構成員 7人以上の部(課)の長 { 構成員3人以上の室(係) の長 { 下記研究員より上位の者(研究所 長の職名を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長を除く。)	
	研 究 部 ( 課 ) 長	14	48.1	737,457	8,786	728,671		
	研 究 室 ( 係 ) 長	6	35.3	439,126	103,693	335,433		
	主 任 研 究 員	26	45.5	641,657	4,023	637,634		
	研 究 員	77	32.5	374,241	59,085	315,156		
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	60.0	1,911,285	80,000	1,831,285	{ 部下に医師または歯科医師5人 以上(役員を除く。) { 上記院長に事故等のあると きの職務代行者 { 部下に医師または歯科医師1人 以上	
	副 院 長	5	64.2	1,502,690	5,200	1,497,490		
	医 科 長	11	53.4	1,572,939	11,773	1,561,166		
	医 師	18	49.4	1,048,318	48,935	999,383		
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—		
	薬 局 長	4	47.3	485,142	32,518	452,624		部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	10	41.7	340,211	8,352	331,859		
	診 療 放 射 線 技 師	10	36.6	291,845	34,678	257,167		
	臨 床 検 査 技 師	9	41.9	276,545	10,800	265,745		
	栄 養 士	18	33.3	247,100	23,633	223,467		
理 学 療 法 士	34	32.3	287,360	22,913	264,447			
作 業 療 法 士	43	31.7	290,709	17,525	273,184			
総 看 護 師 職 種	総 看 護 師 長	4	56.8	507,908	3,770	504,138	部下に看護師長5人以上 { 部下に看護師または准看護師 5人以上	
	看 護 師 長	37	48.8	424,659	13,658	411,001		
	看 護 師	109	39.5	340,435	37,877	302,558		
	准 看 護 師	66	52.0	354,015	33,956	320,059		

第14表 初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		三重県					全国				
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額			増額	据置き	減額	
大 学 卒	計	62.4 %	(52.2) %	(47.8) %	- %	37.6 %	48.2 %	(32.0) %	(67.8) %	(0.2) %	51.8 %
	500人以上	90.6	(63.3)	(36.7)	-	9.4	87.2	(42.3)	(57.3)	(0.4)	12.8
	100人以上 500人未満	57.2	(41.9)	(58.1)	-	42.8	51.1	(28.9)	(70.9)	(0.2)	48.9
	100人未満	19.4	(16.7)	(83.3)	-	80.6	26.6	(26.4)	(73.3)	(0.3)	73.4
高 校 卒	計	51.2	(59.8)	(40.2)	-	48.8	27.1	(36.9)	(62.7)	(0.4)	72.9
	500人以上	78.0	(69.4)	(30.6)	-	22.0	51.2	(49.7)	(50.3)	-	48.8
	100人以上 500人未満	46.5	(51.0)	(49.0)	-	53.5	27.2	(34.0)	(66.0)	-	72.8
	100人未満	9.7	-	(100.0)	-	90.3	16.5	(27.3)	(70.8)	(1.9)	83.5

- (注) 1 採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。  
 2 ( )内は、採用がある事業所を100とした割合である。  
 3 初任給の改定状況は、全国は本店について、三重県は本店及び支店について集計した割合である。

第15表 扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額			
	三 重 県		全 国	
配 偶 者	13,277円		13,322円	
配偶者と子1人	19,381円	(6,104円)	18,996円	(5,674円)
配偶者と子2人	25,157円	(5,776円)	24,257円	(5,261円)

- (注) 1 支給月額、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。  
 2 ( )内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。  
 備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については10,000円、子については、1人につき8,000円、配偶者又は子以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第16表 特別給の支給状況

項目		区分	三 重 県		全 国	
			事務・技術等従業員	技能・労務等従業員		
平均給与 月 額	下半期 (A1)	330,719 円	377,797 円	280,523 円		
	上半期 (A2)		332,697	280,266		
特別給の 支 給 額	下半期 (B1)	729,926 円	819,301 円	534,051 円		
	上半期 (B2)		736,526	523,397		
特別給の 支給割合	下半期 (B1/A1)	2.21 月分	2.17 月分	1.90 月分		
	上半期 (B2/A2)		2.21	1.87		
年間の平均		4.42 月分	4.42 月分			

(注) 下半期は平成28年8月から平成29年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間をいう。

第17表 給与改定の状況

役職 段階	三 重 県				全 国			
	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース慣行 な し	ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース慣行 な し
係 員	26.2 %	13.2 %	— %	60.6 %	27.4 %	8.4 %	0.1 %	64.1 %
課長級	20.5	15.2	—	64.3	23.0	8.9	0.1	68.0

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表 定期昇給の実施状況

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
三 重 県	係 員	91.2 %	89.9 %	16.7 %	3.0 %	70.2 %	1.3 %	8.8 %
	課 長 級	80.6	80.6	18.2	3.2	59.2	—	19.4
全 国	係 員	88.5	87.1	27.2	5.2	54.7	1.4	11.5
	課 長 級	82.1	80.7	24.5	4.9	51.3	1.4	17.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 定期昇給制度の状況

役職 段階	項目 企業規模	三重県					全国				
		定期昇給 制度あり			定期昇給 制度なし		定期昇給 制度あり			定期昇給 制度なし	
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給			自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係 員	計	95.9 %	44.2 %	82.5 %	52.4 %	4.1 %	90.7 %	38.9 %	74.1 %	42.7 %	9.3 %
	500人以上	94.5	52.4	78.6	64.1	5.5	95.4	37.9	83.1	54.7	4.6
	100人以上 500人未満	98.2	41.5	82.7	45.9	1.8	92.1	41.9	74.0	45.7	7.9
	100人未満	93.5	34.5	89.7	44.8	6.5	86.5	34.7	70.1	32.4	13.5
課 長 級	計	87.8	36.8	87.1	49.9	12.2	85.5	32.7	70.2	39.7	14.5
	500人以上	82.5	40.3	84.7	61.3	17.5	82.4	23.0	71.4	45.7	17.6
	100人以上 500人未満	92.4	35.0	87.4	42.1	7.6	87.6	35.9	71.5	43.3	12.4
	100人未満	88.5	34.8	91.3	47.8	11.5	83.5	32.0	67.7	31.1	16.5

(注) 1 定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給制度の内容(自動昇給・査定昇給・昇格昇給)は、複数回答である。

第20表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

役職 段階	項目 企業規模	部長級(非役員)		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
三 重 県	規 模 計	47.0 %	53.0 %	49.5 %	50.5 %	58.9 %	41.1 %
	500人以上	39.0	61.0	40.4	59.6	59.2	40.8
	100人以上 500人未満	56.5	43.5	60.1	39.9	65.6	34.4
	100人未満	40.4	59.6	41.6	58.4	45.0	55.0
全 国	規 模 計	51.1	48.9	51.7	48.3	56.0	44.0
	500人以上	41.6	58.4	43.1	56.9	53.6	46.4
	100人以上 500人未満	53.2	46.8	53.6	46.4	57.6	42.4
	100人未満	52.0	48.0	52.5	47.5	54.7	45.3



### Ⅲ 生計費関係資料

#### 平成 29 年 4 月の標準生計費算定方法

標準生計費は、国民一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### 1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	・・・	食料
住居関係費	・・・	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	・・・	被服及び履物
雑費Ⅰ	・・・	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	・・・	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

#### 2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成 29 年 4 月の費目別平均支出金額（日数を  $\frac{365}{12}$  日に、世帯人員を 4 人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成 29 年 4 月の全国の各費目別標準生計費（平成 26 年の「全国消費実態調査」（総務省）の 18 歳～26 歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定した値）に、全国の費目別平均支出金額と本県の費目別平均支出金額との比率を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成 28 年 1 月～12 月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が 1 人で夫婦のみ又は夫婦とその子供で構成されている標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ 4 人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第21表 費目別、世帯人員別標準生計費(平成29年4月)

その1 津市

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	25,250 円	44,510 円	52,110 円	59,720 円	67,320 円
住居関係費	42,070	51,910	44,330	36,740	29,150
被服・履物費	3,210	8,060	10,500	12,930	15,360
雑費 I	30,640	41,420	57,070	72,740	88,390
雑費 II	11,560	33,670	36,500	39,340	42,160
計	112,730	179,570	200,510	221,470	242,380

その2 全国

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	25,350 円	44,690 円	52,320 円	59,960 円	67,590 円
住居関係費	46,690	57,620	49,200	40,780	32,360
被服・履物費	2,640	6,620	8,620	10,620	12,620
雑費 I	33,300	45,020	62,030	79,060	96,070
雑費 II	8,580	24,990	27,090	29,200	31,300
計	116,560	178,940	199,260	219,620	239,940

参考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.567	0.664	0.761	0.858
住居関係費	1.142	0.975	0.808	0.641
被服・履物費	0.426	0.554	0.682	0.811
雑費 I	0.321	0.442	0.563	0.684
雑費 II	0.394	0.427	0.460	0.494

# IV 労働経済

第22表 労働経済指標

項目				年 月					
				平成28年 4月	5月	6月	7月	8月	
賃労働 金時 ・間 (毎月勤労統計調査地方調査)	きまって支給する給与			金額	279,620円	272,204	280,158	277,006	276,537
				前年 同月比	0.8%	0.3	1.3	0.4	1.9
	(調査) 産業計	うち 所定内 給与	調査 産業計	金額	249,832円	244,185	250,303	247,809	246,018
			一般 労働者	金額	302,328円	294,313	301,761	298,739	296,034
	うち所定外給与			金額	29,788円	28,019	29,855	29,197	30,519
	総実労働時間数			時間数	153.3時間	140.7	156.2	152.7	146.0
(調査) 産業計	うち所定外 労働時間数		時間数	14.0時間	12.8	13.5	13.4	13.7	
生 計 費 (家調査)	消費 支出 (名目)	全 世 帯	全 国 (総務省 統計局)	金額	298,520円	281,827	261,452	278,067	276,338
			前年 同月比	△0.7%	△1.6	△2.7	△0.9	△5.1	
		勤 労 者 世 帯	全 国 (総務省 統計局)	金額	338,001円	306,721	276,602	302,422	301,442
			前年 同月比	1.1%	△3.3	△5.6	△3.9	△5.0	
		津 市 帯	全 国 (総務省 統計局)	金額	285,484円	312,193	278,352	253,855	277,765
			前年 同月比	4.2%	6.9	△3.1	△13.1	△9.1	
津 市 帯	全 国 (総務省 統計局)	金額	283,608円	339,356	290,647	295,566	279,995		
	前年 同月比	△8.9%	0.9	△3.1	△5.7	△20.2			
物 価	消費者 物価指数	全 国 (総務省統計局)	前年 同月比	△0.3%	△0.5	△0.4	△0.4	△0.5	
		津 市 (総務省統計局)	前年 同月比	△0.3%	△0.7	△0.6	△0.8	△1.1	
	国内企 業物 価指 数 (日 本銀 行)	前年 同月比	△4.4%	△4.6	△4.5	△4.2	△3.8		
雇 用	有効求人 率	全 国 (厚生労働省)		1.33倍	1.35	1.36	1.37	1.37	
	(季節 調整値)	三 重 県 (三重労働局)		1.39倍	1.41	1.42	1.46	1.45	
	完全 失業率 (季節調整値)	全 国 (総務省統計局)		3.2%	3.2	3.1	3.0	3.1	

(注) 1 「毎月勤労統計調査地方調査」とは、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について、三重県における毎月の変動を明らかにすることを目的とするものであり、このうち、「きまって支給する給与」とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規程等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことである。

2 「賃金・労働時間」欄は、事業所規模30人以上の数値である。

3 「生計費」欄は、農林漁家世帯を含む数値である。

4 「きまって支給する給与」欄の「前年同月比」については、平成28年12月以前は平成22年平均を100、平成29年1月以降は平成27年平均を100とする指数の対比である。

# 関 係 資 料

9 月	10 月	11 月	12 月	平成29年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
280,069	281,822	282,791	280,113	276,976	278,391	279,989	282,662	278,888	283,637
1.0	1.6	1.3	1.0	1.5	1.3	0.7	1.1	2.4	1.3
250,108	250,275	251,451	249,699	247,931	248,117	248,760	251,841	250,002	253,429
301,991	301,796	303,190	301,253	298,761	302,145	301,405	303,496	302,293	303,789
29,961	31,547	31,340	30,414	29,045	30,274	31,229	30,821	28,886	30,208
151.3	150.9	153.7	149.9	138.0	148.5	151.2	153.4	141.7	156.4
13.8	14.5	14.2	14.5	13.2	14.0	14.2	14.3	13.2	13.8
267,119	281,961	270,848	318,488	279,249	260,644	297,972	295,929	283,056	268,802
△ 2.6	△ 0.2	△ 0.9	0.1	△ 0.6	△ 3.4	△ 1.0	△ 0.9	0.4	2.8
258,424	268,438	302,315	330,859	314,805	361,179	313,322	276,994	264,598	241,808
0.0	△ 11.1	△ 3.1	△ 18.1	△ 18.5	26.7	△ 2.3	△ 3.0	△ 15.2	△ 13.1
296,387	305,683	294,019	349,214	307,150	298,092	337,075	329,949	315,194	296,653
△ 0.8	△ 1.3	△ 0.3	2.6	△ 1.7	0.1	0.7	△ 2.4	2.8	7.2
296,749	302,643	324,097	337,969	348,083	412,627	348,671	341,168	306,941	276,558
1.0	△ 17.6	△ 3.6	△ 2.4	3.5	16.0	12.1	20.3	△ 9.6	△ 4.8
△ 0.5	0.1	0.5	0.3	0.4	0.3	0.2	0.4	0.4	0.4
△ 0.7	0.1	0.4	0.0	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3
△ 3.3	△ 2.7	△ 2.3	△ 1.2	0.5	1.1	1.4	2.1	2.1	2.2
1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48	1.49	1.51
1.47	1.47	1.46	1.50	1.46	1.44	1.47	1.54	1.61	1.68
3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	2.8	3.1	2.8

V 経 年 統

第23表 部局別、給料表別職員数の状況

区分	年	平成20年		21		22		23	
		再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用
知事部局	行政職	3,673	2	3,549	6	3,508	4	3,477	2
	教育職	45							
	研究職	190	1	188		189		197	
	医療職(一)	35		41		41		37	
	医療職(二)	196	1	199	1	180	1	181	3
	医療職(三)	131		125		123		127	
	特定任期付職員							1	
	第1号任期付研究員	1		1		1			
小計	4,271	4	4,103	7	4,042	5	4,020	5	
警察	行政職	345	1	351		342		334	
	公安職	2,982	1	2,977	1	2,974	2	2,990	2
	研究職	15		16		15		16	
	小計	3,342	2	3,344	1	3,331	2	3,340	2
各種委員会	行政職	390		397		364		358	
県立学校 市町立学校	高校等教育職	3,768	25	3,704	32	3,658	44	3,642	60
	中小校教育職	9,434	3	9,328	4	9,221	5	9,147	7
	行政職	841	3	836	3	807	4	785	6
	学校栄養職員	37	1	20	1	12	1	9	1
	小計	14,080	32	13,888	40	13,698	54	13,583	74
計	22,083	38	21,732	48	21,435	61	21,301	81	
企業庁	行政職	257	1	245	7	238	7	228	4
病院事業庁	行政職	88		89	1	93	1	101	
	医療職(一)	137		137		134		127	
	医療職(二)	124		124		121		124	
	医療職(三)	604	1	610	2	611	3	637	2
知事部局等	現業職員	390	24	370	24	360	29	353	30
企業庁	現業職員	2	3	2	2	2	1	2	1
病院事業庁	現業職員	37		33	1	31	1	24	1
合計		23,722	67	23,342	85	23,025	103	22,897	119

- (注) 1 職員の区分欄における「再任用以外」とは再任用職員以外の職員をいい、「再任用」とはフルタイム勤務の再任用職員をいう。  
 2 教育職給料表は、三重県立看護大学の独立行政法人化により適用職員がいなくなったため、平成21年4月に廃止された。(第24表において同じ。)  
 3 該当人員0の欄は空欄とした。

計 資 料

(単位 人)

2 4		2 5		2 6		2 7		2 8		2 9	
再任用 以外	再任用										
3,502	5	3,479	17	3,507	19	3,515	27	3,532	29	3,482	35
203		201	1	199	1	198	1	203	1	194	2
39		40		37		36		35		36	
191	3	182	1	178	2	183		169	1	172	4
129		126		122	1	125	1	121	2	124	2
1		1		2		2		2		2	
4,065	8	4,029	19	4,045	23	4,059	29	4,062	33	4,010	43
342		335		340		339	1	335		340	
2,996	1	2,998	1	2,978	1	2,991	6	3,020	7	3,016	7
14		16		16		16		17		17	
3,352	1	3,349	1	3,334	1	3,346	7	3,372	7	3,373	7
344		341	1	342	1	344	1	350	2	352	4
3,632	48	3,610	53	3,665	65	3,616	73	3,560	100	3,529	137
9,040	8	8,910	5	8,824	24	8,761	40	8,653	66	8,525	102
784	7	769	16	764	22	753	24	729	40	711	49
3		3		2		2		2		2	
13,459	63	13,292	74	13,255	111	13,132	137	12,944	206	12,767	288
21,220	72	21,011	95	20,976	136	20,881	174	20,728	248	20,502	342
224	2	220	4	218	3	183	1	182	1	182	
45		43		46		50		47	1	48	1
21		21		19		19		17		16	
28		27		26	1	28	1	30		29	
170	2	158	3	158	3	161	1	160	2	164	2
352	19	347	20	340	25	327	27	309	34	291	42
2		2		2		2		2		2	
11		11		10		10		10		8	1
22,073	95	21,840	122	21,795	168	21,661	204	21,485	286	21,242	388

第24表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況

(単位 職員数：人、平均給料月額：円、平均年齢：歳、平均経験年数：年)

区 分		年	平成20年	21	22	23	24	25	26	27	28	29
行政職	一 般	職 員 数	4,408	4,297	4,214	4,169	4,188	4,155	4,189	4,198	4,217	4,174
		平均給料月額	354,256	352,999	351,288	350,854	351,014	350,786	350,405	348,048	349,931	349,321
		平均年齢	42.4	42.5	42.5	42.7	42.8	42.9	43.0	43.1	43.1	43.3
		平均経験年数	21.0	21.0	20.9	21.1	21.2	21.3	21.3	21.4	21.4	21.5
	県立 学 校	職 員 数	841	836	807	785	784	769	764	753	729	711
		平均給料月額	355,669	354,913	355,449	352,315	349,874	344,634	341,460	339,681	339,699	337,673
		平均年齢	44.1	44.3	44.7	44.8	44.8	44.3	44.2	44.2	43.8	43.7
		平均経験年数	23.3	23.5	23.9	24.0	24.0	23.5	23.3	23.0	23.0	22.8
	計	職 員 数	5,249	5,133	5,021	4,954	4,972	4,924	4,953	4,951	4,946	4,885
		平均給料月額	354,483	353,311	351,957	351,086	350,834	349,825	349,025	346,776	348,423	347,626
平均年齢		42.7	42.8	42.8	43.0	43.2	43.1	43.2	43.3	43.2	43.4	
平均経験年数		21.4	21.4	21.4	21.6	21.7	21.6	21.6	21.7	21.6	21.7	
公安職	職 員 数	2,982	2,977	2,974	2,990	2,996	2,998	2,978	2,991	3,020	3,016	
	平均給料月額	337,326	334,078	330,539	328,033	327,062	325,450	324,033	321,257	325,959	326,901	
	平均年齢	39.3	39.0	38.7	38.5	38.5	38.2	38.0	37.8	37.7	37.7	
教育職	職 員 数	45	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	平均給料月額	409,592	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	平均年齢	43.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
研究職	職 員 数	205	204	204	213	217	217	215	214	220	211	
	平均給料月額	385,487	384,079	376,422	376,788	374,685	376,934	379,613	383,644	384,210	380,354	
	平均年齢	41.6	41.6	40.9	41.3	41.2	41.4	41.8	42.7	42.5	42.2	
医療職 (一)	職 員 数	35	41	41	37	39	40	37	36	35	36	
	平均給料月額	427,049	434,990	430,929	432,070	433,208	439,310	437,049	443,272	454,812	467,789	
	平均年齢	40.4	41.0	40.7	41.4	40.9	41.3	41.8	42.9	43.9	45.3	
医療職 (二)	職 員 数	196	199	180	181	191	182	178	183	169	172	
	平均給料月額	384,830	375,167	371,678	369,019	358,726	362,756	360,174	358,505	358,208	351,912	
	平均年齢	43.7	43.0	42.9	43.0	42.0	42.4	42.3	42.3	41.6	41.1	
医療職 (三)	職 員 数	131	125	123	127	129	126	122	125	121	124	
	平均給料月額	369,227	378,520	373,528	366,918	365,015	364,606	361,942	353,039	352,681	346,924	
	平均年齢	43.5	45.0	44.6	44.1	44.3	44.4	44.9	44.5	44.1	43.7	
高校等 教育職	職 員 数	3,768	3,704	3,658	3,642	3,632	3,610	3,665	3,616	3,560	3,529	
	平均給料月額	408,103	407,956	406,059	400,916	398,579	396,770	394,607	391,623	394,582	395,462	
	平均年齢	44.6	44.9	45.0	44.8	44.8	44.7	44.6	44.7	44.8	45.0	
中小校 教育職	職 員 数	9,434	9,328	9,221	9,147	9,040	8,910	8,824	8,761	8,653	8,525	
	平均給料月額	399,490	396,175	392,775	387,942	385,370	382,538	378,695	373,842	374,417	371,852	
	平均年齢	44.3	44.4	44.4	44.3	44.3	44.1	43.8	43.5	43.2	42.9	
学 校 栄 養 職 員	職 員 数	37	20	12	9	3	3	2	2	2	2	
	平均給料月額	339,289	380,725	365,717	367,417	409,283	374,200	368,880	369,145	375,623	378,350	
	平均年齢	41.9	48.3	47.2	47.9	54.0	49.7	47.5	48.5	49.5	50.5	
特 定 任期付 職 員	職 員 数	—	—	—	1	1	1	2	2	2	2	
	平均給料月額	—	—	—	621,000	620,000	620,000	548,500	550,000	545,000	545,000	
	平均年齢	—	—	—	62.0	63.0	64.0	48.0	49.0	49.0	50.0	
第1号 任期付 研究員	職 員 数	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	
	平均給料月額	610,000	610,000	610,000	—	—	—	—	—	—	—	
	平均年齢	59.0	60.0	61.0	—	—	—	—	—	—	—	

区 分		年										
		平成20年	21	22	23	24	25	26	27	28	29	
計	職 員 数	22,083	21,732	21,435	21,301	21,220	21,011	20,976	20,881	20,728	20,502	
	平 均 給 料 月 額	381,400	379,213	376,470	372,860	370,936	368,953	366,582	362,949	364,615	363,486	
	平 均 年 齢	43.2	43.3	43.3	43.2	43.2	43.1	42.9	42.8	42.7	42.6	
	平 均 経 験 年 数	21.2	21.4	21.3	21.2	21.3	21.0	20.8	20.8	20.5	20.4	

行政職	企業庁	職 員 数	257	245	238	228	224	220	218	183	182	182	
		平均給料月額	337,970	334,199	337,493	335,374	338,047	338,472	340,854	341,525	350,234	351,062	
		平均年齢	40.7	40.3	40.8	40.7	41.0	40.9	41.4	42.1	42.9	43.1	
	平均経験年数	20.1	19.6	20.1	19.8	19.9	19.7	20.3	21.0	21.8	21.8		
	医療職 (一)	病院	職 員 数	88	89	93	101	45	43	46	50	47	48
			平均給料月額	332,131	326,972	331,209	335,875	342,043	347,046	345,978	350,018	350,804	350,069
平均年齢			40.2	39.8	40.2	40.8	42.2	42.6	42.7	44.2	44.0	43.9	
平均経験年数		18.2	17.7	18.0	18.4	19.4	19.7	19.8	21.5	20.8	20.8		
医療職 (二)		事業庁	職 員 数	137	137	134	127	21	21	19	19	17	16
			平均給料月額	398,011	396,692	400,089	406,209	418,700	416,767	411,579	418,563	440,388	446,488
	平均年齢		38.5	38.7	39.1	39.7	40.3	40.9	39.1	41.8	42.0	42.2	
医療職 (三)	事業庁	平均経験年数	14.5	14.5	15.0	15.8	16.6	17.0	14.1	15.1	15.4	18.7	
		職 員 数	124	124	121	124	28	27	26	28	30	29	
		平均給料月額	322,190	319,447	329,177	331,006	339,560	348,840	349,993	342,629	353,087	347,833	
医療職 (三)	事業庁	平均年齢	37.7	37.3	38.3	38.8	40.1	41.4	41.3	40.8	41.5	41.3	
		平均経験年数	15.6	15.2	16.2	16.7	18.2	19.4	19.0	18.6	19.2	18.9	
		職 員 数	604	610	611	637	170	158	158	161	160	164	
医療職 (三)	事業庁	平均給料月額	301,532	298,392	296,100	295,741	325,336	331,122	328,386	326,486	331,134	329,645	
		平均年齢	36.5	36.4	36.3	36.4	41.4	42.2	42.4	42.8	43.2	43.1	
		平均経験年数	13.7	13.5	13.3	13.3	17.2	17.9	17.5	17.7	16.9	17.1	

現 業 員	知事部 局 等	職 員 数	390	370	360	353	352	347	340	327	309	291
		平均給料月額	346,626	347,037	346,817	347,530	351,197	354,423	357,807	357,672	362,768	365,667
		平均年齢	45.4	45.7	45.9	46.4	47.2	47.8	48.5	49.0	49.4	50.0
		平均経験年数	25.8	26.1	26.4	26.7	27.6	28.2	28.9	29.4	29.9	30.5
	企業庁	職 員 数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		平均給料月額	344,300	350,900	355,550	358,850	362,000	365,500	369,000	370,100	386,050	392,400
		平均年齢	44.0	45.0	46.0	47.0	48.0	49.0	50.0	51.0	55.0	56.0
		平均経験年数	24.5	25.5	26.5	27.5	28.5	29.5	30.5	31.5	35.5	36.5
	病院 事業庁	職 員 数	37	33	31	24	11	11	10	10	10	8
		平均給料月額	340,930	341,485	342,165	344,897	339,690	345,018	358,980	361,880	367,160	368,125
		平均年齢	44.6	45.0	45.3	46.0	45.4	46.2	48.5	50.2	51.2	51.1
		平均経験年数	24.7	24.8	25.1	26.1	25.2	26.0	28.3	29.6	30.6	31.0

総 計	職 員 数	23,722	23,342	23,025	22,897	22,073	21,840	21,795	21,661	21,485	21,242
	平均給料月額	377,862	375,649	373,129	369,716	369,867	368,107	365,883	362,410	364,234	363,164
	平均年齢	43.0	43.1	43.1	43.0	43.3	43.1	43.0	42.9	42.8	42.7
	平均経験年数	21.0	21.1	21.1	21.0	21.3	21.1	20.9	20.9	20.7	20.6

(注) 行政職の「一般」とは、知事部局、各種委員会及び警察をいう。

